

三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する基本計画

平成24年3月  
三 重 県



# 目 次

## 第1章 計画策定の考え方 . . . . . 1

- 1 策定の趣旨
- 2 計画の性格
- 3 計画の期間

## 第2章 三重県の農業及び農村を取り巻く情勢 . . . . . 3

- 1 食と農業及び農村を取り巻く環境の変化
- 2 三重県の農業及び農村の現状と課題

## 第3章 基本方針 . . . . . 17

- 1 農業及び農村の活性化に向けた基本的な考え方
- 2 三重県の農業及び農村の活性化に向けた施策の展開
  - 基本施策 安全・安心な農産物の安定的な供給
  - 基本施策 農業の持続的な発展を支える農業生産構造の確立
  - 基本施策 地域の特性を生かした農村の振興と多面的機能の維持増進
  - 基本施策 農業・農村を起点とした新たな価値の創出

## 第4章 推進体制の整備 . . . . . 33

- 1 計画の推進体制
- 2 地域活性化プランへの支援

## 参考資料

- 1 基本計画で見通した10年後の三重県農業の姿
- 2 用語の説明
- 3 三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する条例

## 第1章 計画策定の考え方

### 1 策定の趣旨

三重県の農業及び農村は、南北に長く、また、海岸線から山脈に至る多様な地形を有する県土や、四季の変化に富んだ自然環境の中で、農業者のたゆみない取組と農村地域での連携活動のもと、新鮮で安全・安心な農産物を、県民の皆さんをはじめとする多くの消費者に安定的に供給しています。また、農業の営みを通じて、洪水防止などによる県土の保全、豊かな農村景観の形成、過去から培われてきた伝統文化の伝承など、県民の皆さんの生活の安定と向上に寄与する重要な役割を果たしており、地域住民をはじめ、三重県を訪れる人びとにも安心感や心の豊かさを提供しています。

しかしながら、三重県の農業及び農村は、高齢化や過疎化、耕作放棄地の増大が急速に進行している状況にあり、農産物価格の低迷と相まって生産力や食料安定供給力、農村活力の低下が進むなど厳しい状況におかれています。

一方、国際的にはEPA（経済連携協定）・FTA（自由貿易協定）などによるグローバル化が進展する中で、国内では国産食料に対する消費者のニーズが高まっていることなどをふまえて、国の新たな「食料・農業・農村基本計画」では、食料自給力の向上に向けた取組や消費ニーズに対応した付加価値向上の取組が重点的に進められるなど、農業及び農村を取り巻く環境は大きな転換期を迎えており、今後こうした状況に対応していくことが求められています。

加えて、「ものの豊かさ」だけでなく「心の豊かさ」を重視するなど、社会の成熟化に伴って県民の皆さんが求める豊かさのかたちが変化してきている中で、BSE（牛海綿状脳症）の発生や食品の不適正表示、輸入食品等での残留農薬問題、農産物への放射性物質の影響などを契機として、県民の皆さんの食の安全や健康に対する関心が高まるとともに、温室効果ガスの増加との関連が指摘される気候変動など地球規模での環境問題への対応や東日本大震災を契機とした災害につよい地域づくりの重要性などが指摘されています。

このような情勢のもと、これら諸課題への的確な対応を図るためには、「食」や「農」に対する県民の皆さんの多様化する期待に応え、将来にわたって農業が持続的に営まれる農村地域の確立をめざして取り組んでいく中で、「売れる農業」、さらには「もうかる農業」につなげていくことが重要です。三重県の農業及び農村が活気に満ちあふれ、元気で魅力ある姿を実現していくために、これまで培われてきたさまざまな知識や知恵、能力を生かして、農業及び農村の活性化に取り組んでいく必要があります。

この計画は、こうした認識のもとで、県民の皆さんの健全で豊かな食の実現と、三重県農業及び農村の持続的な発展に向けて、「三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する条例」に基づき、めざすべき将来の姿を明らかにするとともにその実現のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画として策定するものです。

### 2 計画の性格

この計画は、県民の皆さんの意見を反映し、「三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する条例」第9条第1項の規定に基づく基本計画として知事が定めるもので、三重県の食を担う農業及び農村の活性化に関する施策の基本となる計画であるとともに、農業者、関



係機関をはじめ、消費者等のさまざまな方々の参加を得る中で、三重県の「食」と「農」の活性化を進めるうえでの指針となるものです。

また、農業者や農業団体、市町には、農業及び農村の振興に向けた取組を進めるための共通の指針として、さらに、県民の皆さんには、農業及び農村の振興に理解をいただくとともに、自らの健全で豊かな「食」の実現のために「食」と「農」との望ましい関係づくりへの参画を図るための指針として、利用されることを期待しています。

### 3 計画の期間

この計画は、平成 24 年度（2012 年度）を初年度とし、平成 33 年度（2021 年度）を目標年とする 10 か年計画とし、農業及び農村を取り巻く情勢の変化に的確に対応し、効果的かつ効率的な農政展開を図ることができるよう、おおむね 5 年ごとに見直します。

なお、基本計画に基づく施策の着実な推進と的確なマネジメントを行うため、具体的な取組展開を示した「行動計画」を策定することとします。

## 第2章 三重県の農業及び農村を取り巻く情勢

### 1 食と農業及び農村を取り巻く環境の変化

#### (1) 人口減少社会の到来

「日本の将来推計人口(平成24年1月推計)」(国立社会保障・人口問題研究所)によると、平成42年(2030年)には全国の人口が116,618千人(中位推計)、平成22年(2010年)から約9%減少すると予測されるとともに、実際に平成17年(2005年)から平成22年(2010年)は日本の人口は横ばい(平成17年からの5年間で0.2%増と調査開始以来最低の増加率)で推移し、日本人人口は平成17年からの5年間で0.3%減となっています(「平成22年国勢調査」(総務省))。

県の人口は、県経済の発展に伴ってこれまで順調に増加を続けてきましたが、平成20年(2008年)の約187万人をピークに減少に転じ、平成22年(2010年)国勢調査結果では185万4,724人となっています。

また、県の将来人口は、「都道府県の将来推計人口(平成19年5月推計)」(国立社会保障・人口問題研究所)によると、平成42年には1,666千人(中位推計)、平成17年から約11%減少すると予測されており、経済の縮小やコミュニティの弱体化などの影響を生じる可能性があることから、地域活力の低下につながるなどが懸念されています。

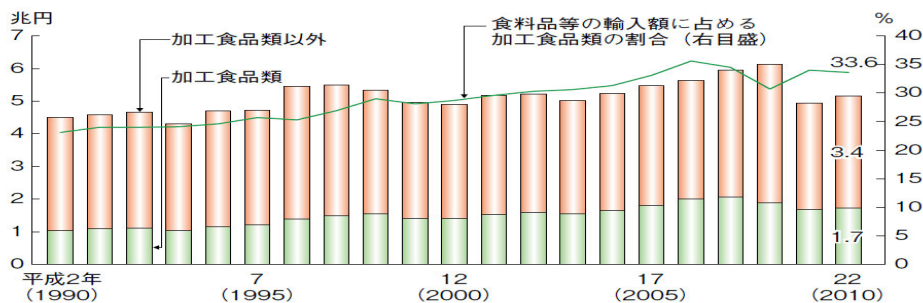
#### (2) グローバル化の進展

人やもののもとより、近年の情報通信技術の進展により情報のグローバル化が進み、円高の進展や世界的な貿易自由化の流れの中で、食生活の多様化等を背景に、農産物をはじめとする食料輸入は大きく増加しました。

このため、WTO(世界貿易機関)農業交渉やEPA(経済連携協定)・FTA(自由貿易協定)に関する交渉が進められるとともに、TPP(環太平洋連携協定)交渉への参加に向けた関係国との協議がはじめられる中で、農産物に関する交渉の動向について注視しながら、海外との競争をふまえた生産・販売戦略を構築していくことが求められています。

一方で、アジア諸国においては、急速な経済成長による所得水準の上昇を背景として、高品質な食料品等に対するニーズが高まってきていることから、日本の食文化に関する関心や日本製品のブランドイメージ等を背景として、県産農産物等の輸出の可能性も生まれてきています。

<日本の食料品等の輸入額の推移>



平成21年以降は、円高ドル安の進行、穀物価格の低下等により大きく減少  
(出展：農林水産省「平成22年度食料・農業・農村の動向」(独)日本貿易振興機構「貿易統計データベース」を基に農林水産省が作成)

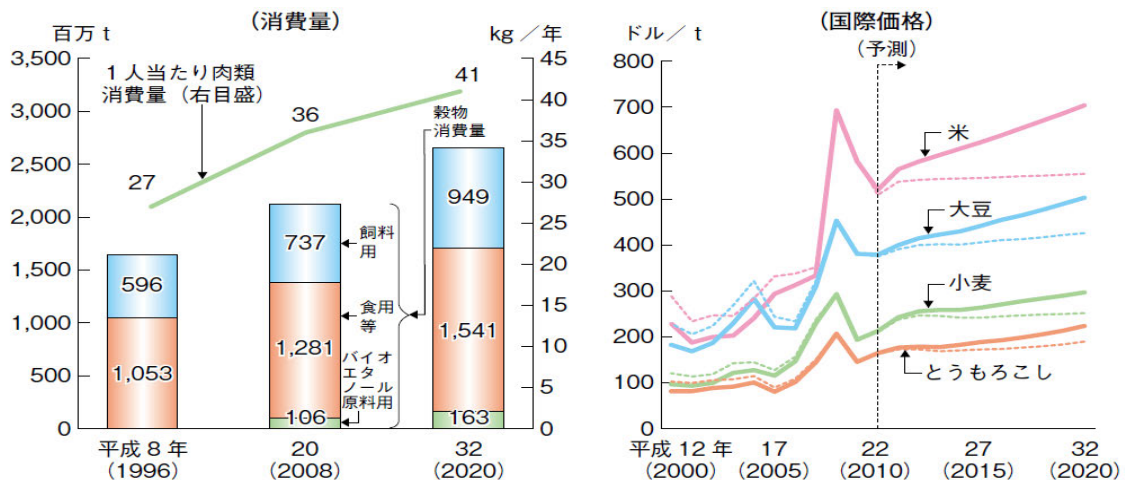
### (3) 地球環境問題の深刻化と世界の食料事情など

産業革命以降、人間の社会経済活動が著しく増大した結果、大気中の二酸化炭素などの温室効果ガスが増加していることなどにより、平均気温や海面水位の上昇など、地球規模での気象変動（いわゆる地球温暖化問題）が生じ、世界の食料生産に影響を及ぼす可能性が指摘されています。

一方で、食料をめぐる国際情勢は、発展途上国を中心とした人口の増加や BRICs（ブラジル、ロシア、インド、中国）等新興国での所得向上による食生活の変化、気象変動による異常気象の頻発や栽培適地の変化等地球温暖化に伴う農業生産への影響、バイオ燃料の生産拡大に伴う穀物等の原料としての利用の増加などによって、世界の食料事情が不安定さを増してきていることから、国内における食料自給力の向上が求められています。

また、平成 23 年（2011 年）3 月 11 日に発生した東日本大震災によって東北地方を中心に太平洋沿岸地域が地震動や大津波等による未曾有の被害を受けたことなどから、東海・東南海・南海連動型地震の発生による甚大な被害の可能性が指摘される本県においても、大規模災害への備えの大切さが改めて認識されています。

<世界の穀物等の消費量と国際価格の推移と見通し>



国際価格の実線は名目価格、破線は実質価格

(出展：農林水産省「平成 22 年度食料・農業・農村の動向」、農林水産政策研究所「2020 年における世界の需給見通し」(平成 23 年 3 月公表))

### (4) 人びとの価値観やライフスタイルの変化

日本では、これまで、経済的な豊かさや利便性などを高めることに重点がおかれてきましたが、社会の成熟化に伴って個人の価値観やライフスタイルの多様化が進み、県民の皆さんの意識は「ものの豊かさ」だけでなく「心の豊かさ」をより大切にするようになってきています。

豊かな自然や文化、農山漁村の心豊かな暮らしを求めたり、ボランティアやNPOなどによる社会貢献活動に参加したりする人が増加するなど、一人ひとりが互いの個性や能力、違いを認め合い、それぞれの価値観に基づいて人生やライフスタイルの選択の可能性を広げていくことが重要となっています。

また、度重なる食品の不適正表示や輸入食品等の残留農薬、農産物への放射性物質の影響等の発生により、食の安全・安心をはじめ、環境や健康、本物志向などが高まってきている一方で、平成 20 年秋に発生した世界同時不況に端を発した経済情勢の急激な悪化等により、食料品購入における低価格志向も見られるなど、食に対する県民や消費者の皆さんのニーズはますます多様化してきています。

#### ( 5 ) 情報通信等技術革新の進展

インターネットやスマートフォン等による ICT ( 情報通信技術 ) の発達は、新しい産業分野の創出や既存産業に刺激を与えることにより、さまざまな産業の成長に寄与するとともに、人びとのライフスタイルにも大きな影響を与えています。

農業分野においては、インターネットを活用した農産物の通信販売やトレーサビリティシステム ( 生産履歴管理 )、GPS ( 人工衛星によるグローバル測位システム ) やレーザーを用いた農業機械の精密・自動運転等による農作業システム、コンピュータを用いた総合的な栽培環境制御を行う植物工場や画像カメラ等によるセンシング技術を用いた自動収穫装置の開発・導入など、ICT 活用によるさまざまな取組が進められています。

また、地球温暖化問題等を背景に新エネルギーへの関心が高まる中で、穀物等を利用した燃料の製造が行われるとともに、稲わら等収穫残さを利用する技術、農業用水を用いた小水力発電技術の実用化や普及のための取組が進められるなど、バイオマス等の再生可能エネルギー活用に向けた動きが加速しています。

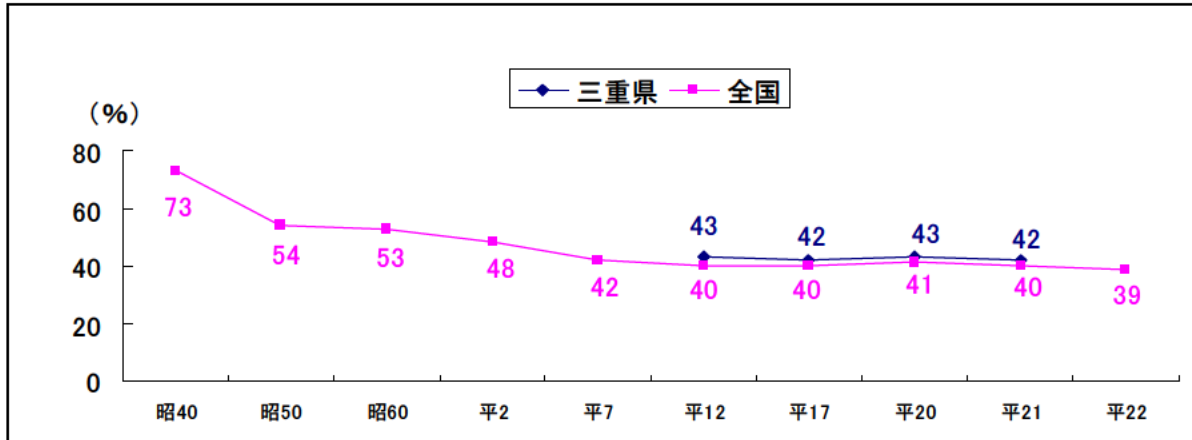
こうした技術革新は、今後さらに進展していくものと予測されることから、農業分野においても先端的技術を積極的に取り入れ、活用していく視点が求められています。

#### ( 6 ) 食料自給率の低下と国農政の転換

日本人の食生活が大きく変化し、国内で自給可能な米の消費が減る一方、国内生産では供給困難なとうもろこし等の飼料穀物を必要とする畜産物や、大豆やナタネ等を使用する油脂類の消費が増加したこと、農業従事者の高齢化や減少等により国内の食料供給力が低下したこと等から、国や県の食料自給率 ( カロリーベース ) は 40% 程度にまで低下しています。

こうした状況をふまえて、国は平成 22 年 3 月に、食料・農業・農村政策を国家戦略の一つとして位置づけ、大幅な政策の転換を図り、平成 32 年 ( 2020 年 ) の食料自給率 ( カロリーベース ) を 50% に高めることを目標に掲げる新たな食料・農業・農村基本計画を策定しました。なお、国の新たな基本計画においては、意欲ある者の創意工夫を引き出し、農業及び農村の潜在力が最大限に発揮され、国民が将来に向けて新しい展望を描くことができるよう、戸別所得補償制度の導入、「品質」、「安全・安心」といった消費者ニーズに適った生産体制への転換、6 次産業化による活力ある農山漁村の再生という新たな理念に基づく施策を基本に、各般の施策を一体的に推進する政策体系に農政を転換させ、「食」と「地域」の早急な再生を図っていくこととされています。

### <食料自給率（カロリーベース）の推移>



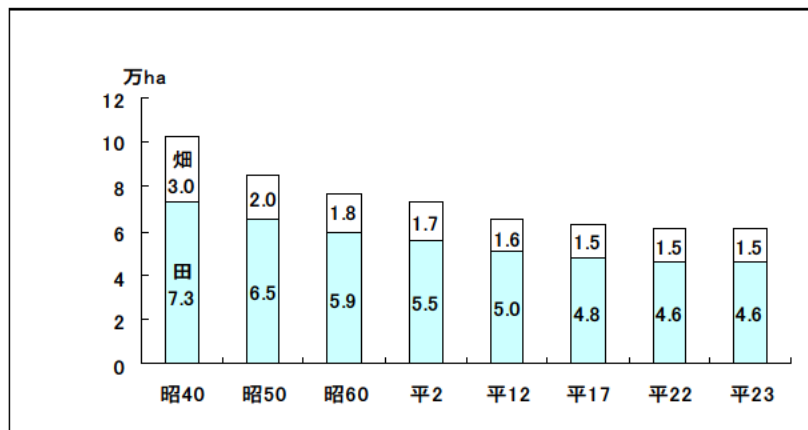
(資料：農林水産省「食料自給率の推移」「都道府県別食料自給率の推移」)

## 2 三重県の農業及び農村の現状と課題

### (1) 耕地

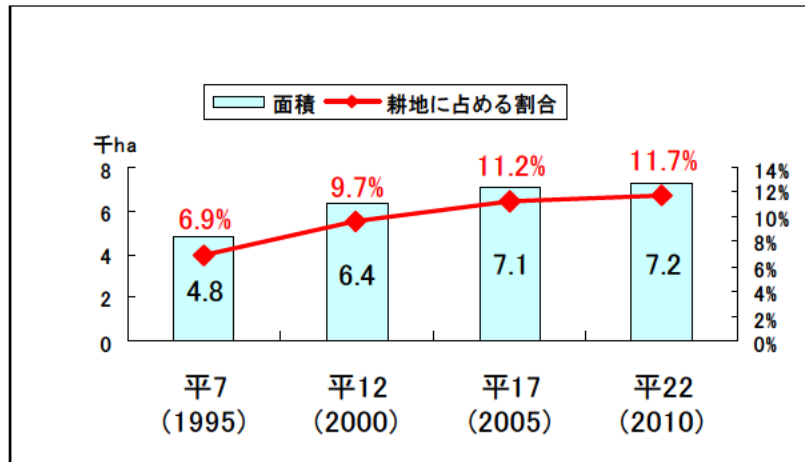
- ◆耕地面積は、年々減少してきています。平成12年(2000年)から平成22年(2010年)までの直近10年間で、耕地面積の約6.4%にあたる、約4,200haが減少しました。
- ◆耕作放棄地面積は、生産条件が不利な中山間地域を中心に増加してきており、平成22年には県全体で7,223ha、全耕地に占める割合は11.7%となっています。
- ◆耕地利用率は、農業及び農村がおかれた厳しい情勢を反映して年々低下してきており、水田における麦・大豆等戦略作物の生産拡大の取組によって平成20年(2008年)以降わずかに上昇しているものの、依然として90%を下回る水準で推移しています。
- ◆県民の皆さん等への食料の持続的な供給や、洪水防止をはじめとする農地の持つ多面的機能を維持していくためにも、県内の優良農地を維持・保全し、食料生産の基盤を強化していくための農地の適正な管理や有効利用を図っていくことが重要な課題となっています。

### <耕地面積の推移>



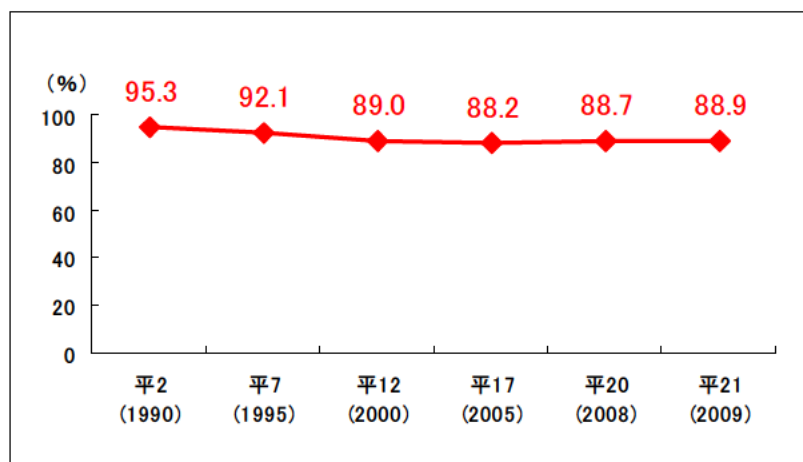
(資料：農林水産省「耕地及び作付面積統計」)

### <耕作放棄地面積の推移>



(資料：農林水産省「農林業センサス」)

### <耕地利用率の推移>



(資料：農林水産省「耕地及び作付面積統計」)

## (2) 農業者

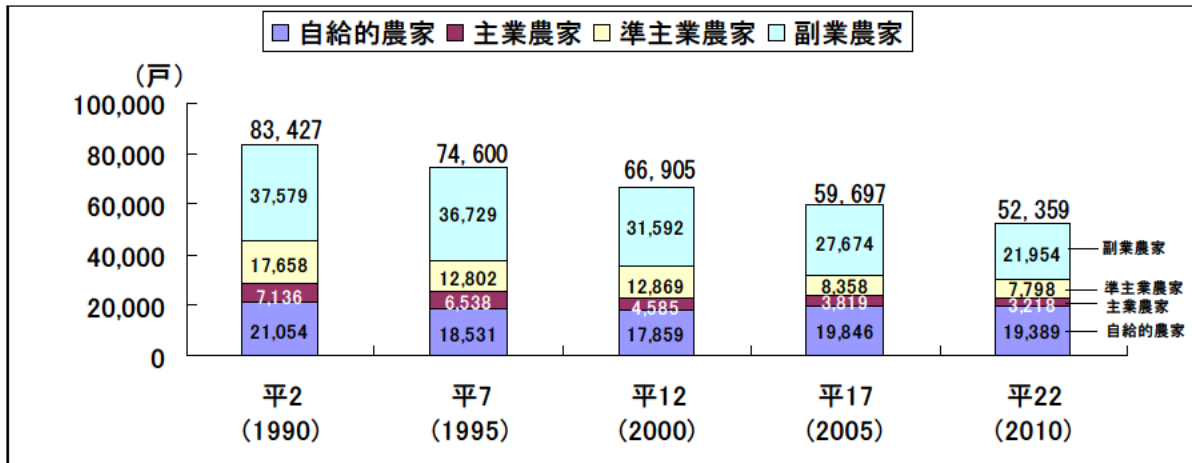
- ◆農家数は年々減少してきており、平成22年までの直近10年間で約20%減少しています。
- ◆農業就業人口は、平成22年までの直近10年間で約40%減少するとともに、平成22年には65歳以上が74%を占め、高齢化が進んでいます。
- ◆認定農業者や農業生産法人など意欲と経営感覚に優れた経営体数は、おおむね増加傾向にあります。また、企業等、農業生産法人以外の法人についても、平成22年度末時点で12法人が農業経営に参入しています。
- ◆新規就農者数は、農業生産法人等への就職も含めて、近年、50人から70人程度で推移してきましたが、平成21年度以降は厳しい雇用・経済状況をふまえた就農促進対策等の効果もあり、新規就農が100人/年を超えています。
- ◆農業従事者の高齢化の進行や担い手不足等の農業及び農村を取り巻く状況をふまえる



と、規模拡大・経営発展をめざす企業的な経営体の確保・育成や、新規就農者をはじめとする新たな農業参入の拡大を図ることが重要な課題です。

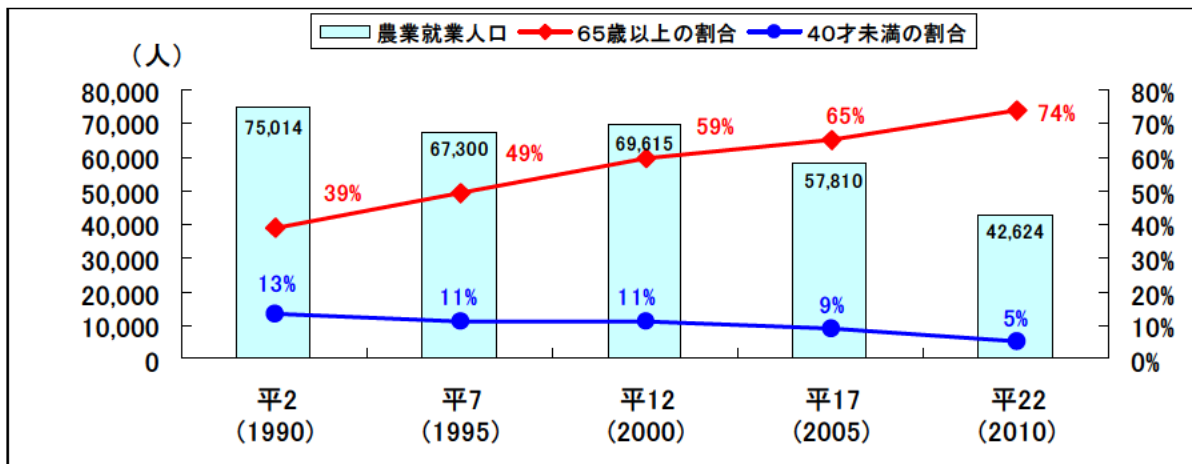
- ◆地域の農地や集落を維持していくための集落営農組織等の育成や、集落等の地域を単位とした土地利用調整の仕組みづくりも求められています。

### <農家数の推移>



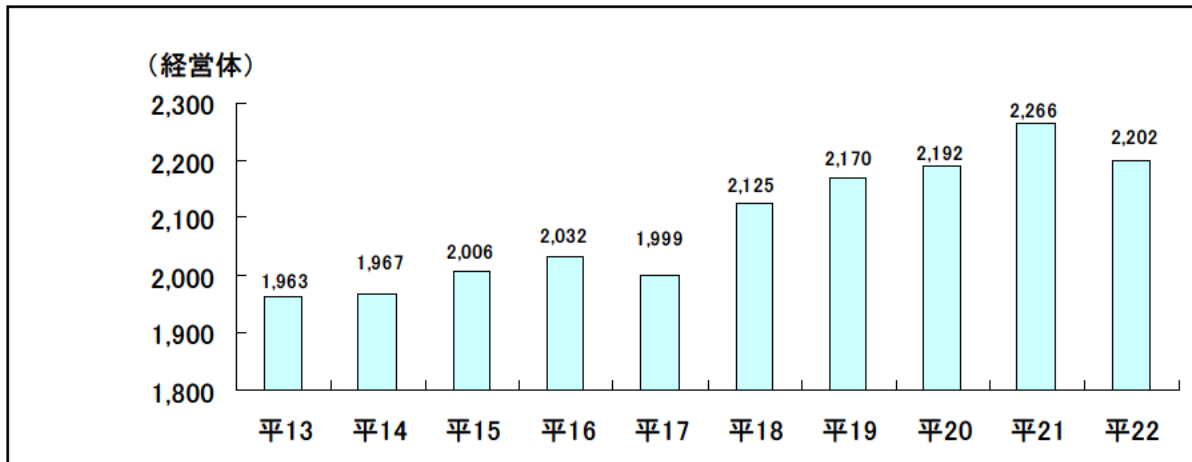
(資料：農林水産省「農林業センサス」)

### <農業就業人口の推移（販売農家の、主として農業に従事した世帯員数）>



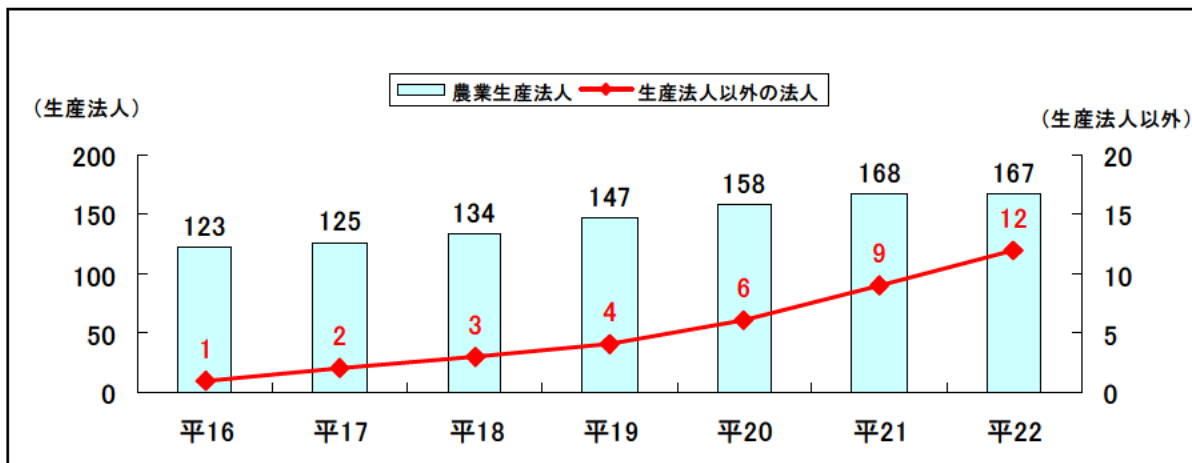
(資料：農林水産省「農林業センサス」)

<認定農業者数の推移>



(資料：三重県調べ)

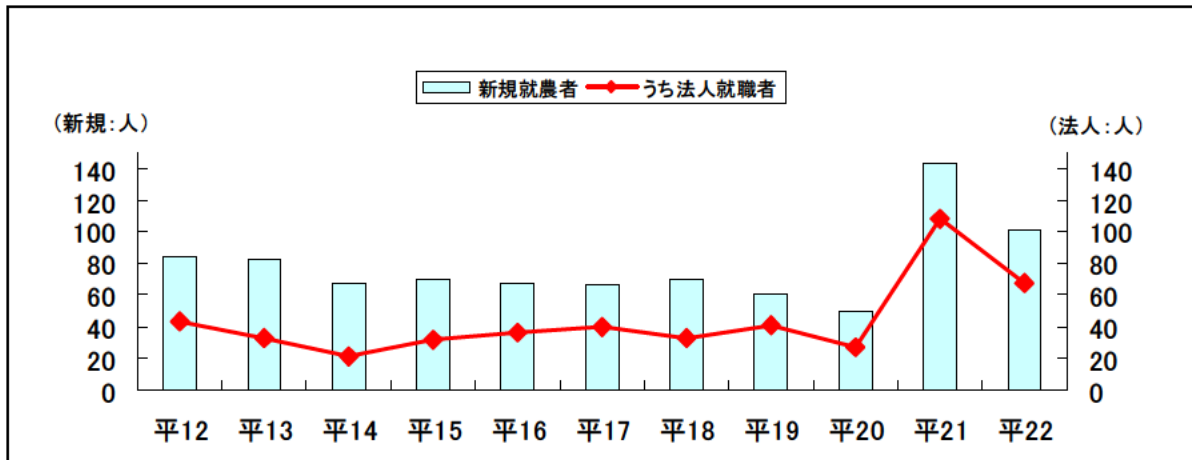
<農業生産法人数の推移>



(資料：三重県調べ)



### <新規就農者数の推移>

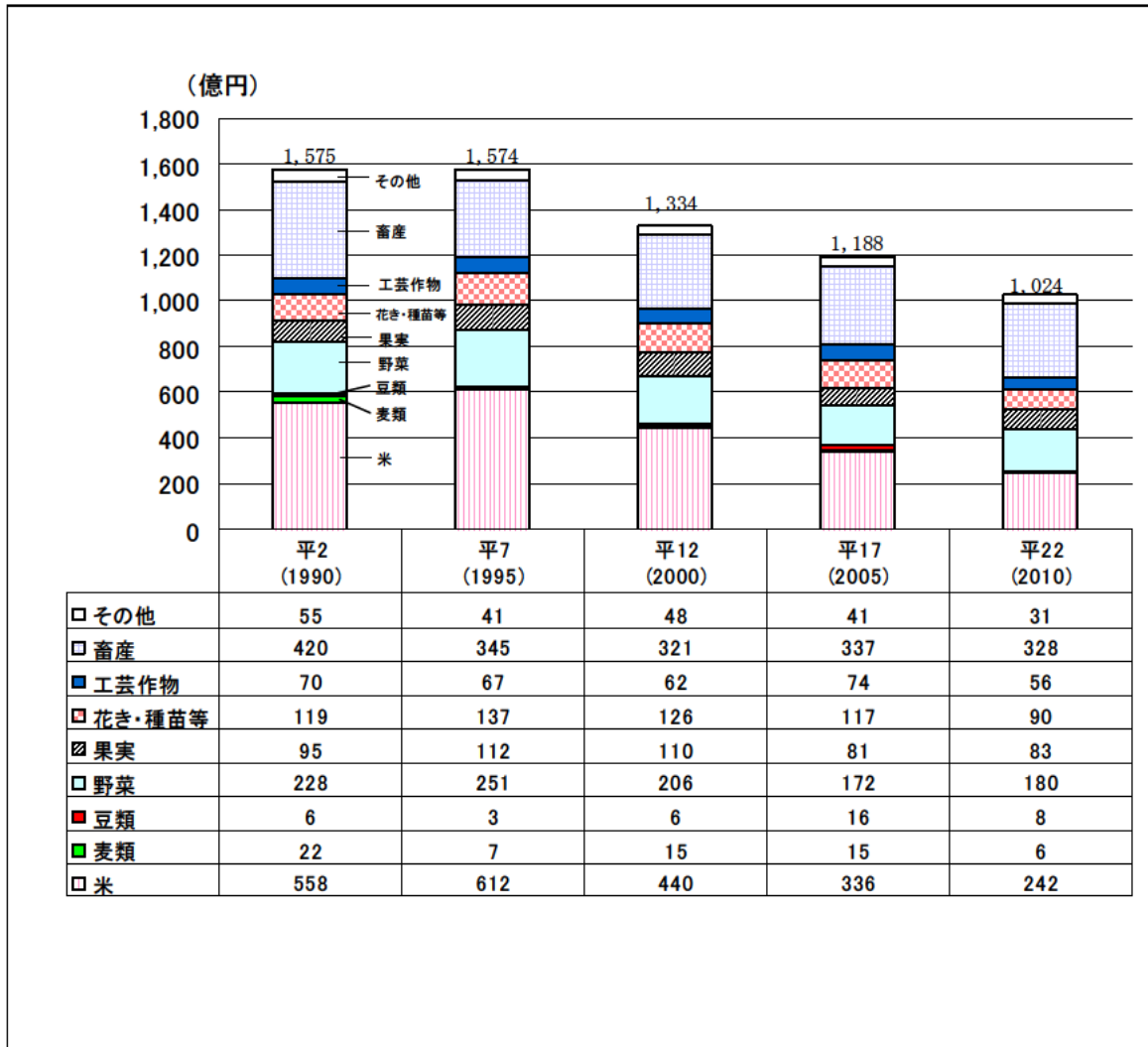


(資料：三重県調べ)

### (3) 農業生産

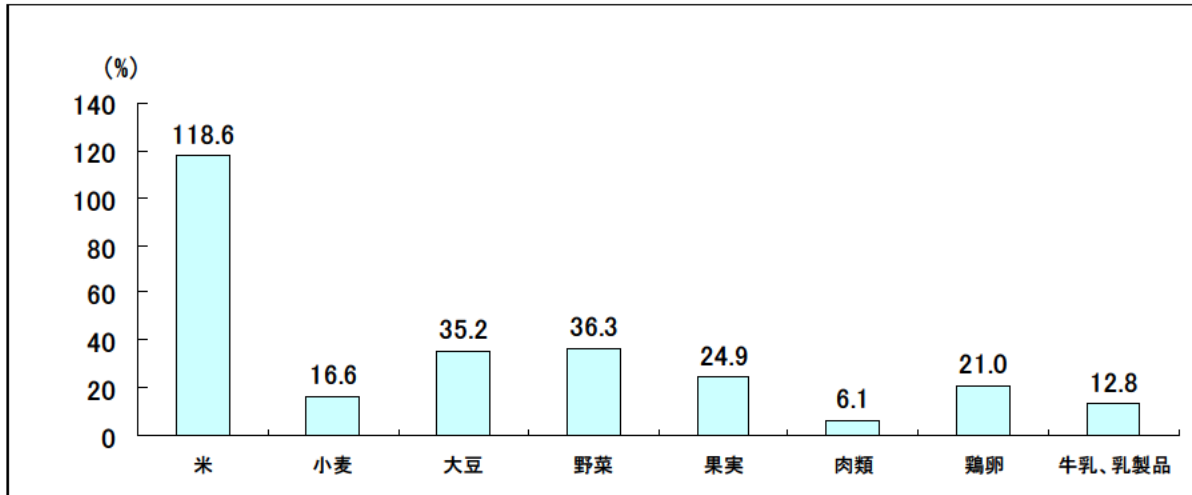
- ◆三重県の農業産出額は、平成22年に1,024億円で、うち、畜産が30%程度、米が25%程度を占めています。
- ◆平成2年の1,575億円と比較して35%の減少となっており、水田の割合が7割を超えるなど稲作依存度が高い三重県農業の実状から、米価の低迷や米の生産調整の強化が大きく影響しています。
- ◆農業資材価格等は年々上昇傾向にあるとともに、特に近年には、世界的な肥料需要の増大等を背景として肥料原料価格が高騰する事態が生じたなど、燃油高騰などとともに農業経営を圧迫する要因の一つになっています。
- ◆三重県の販売農家は兼業機会に恵まれていることなどにより農業依存度が低い特徴がありますが、平成20年には1戸あたりの農業所得がマイナスとなるとともに、バブル経済崩壊以降の景気低迷の長期化などの影響から農外所得が大きく減少したことで相まって、農家所得が減少してきています。
- ◆農業者が行う農業生産関連事業（いわゆる「6次産業化」）への取組状況については、直売を行った経営体の割合が平成22年に34%まで増加するとともに、農産物の加工を行う経営体をはじめとして、貸農園・観光農園等、農家民宿・農家レストランに取り組む経営体が着実に増えてきています。
- ◆国や県の食料自給率（カロリーベース）や農業経営を取り巻く厳しい状況等をふまえると、安全・安心な農産物等が安定的に供給されるよう三重県の食料自給力の強化を図るとともに、意欲ある農業者が持続的・発展的に経営を展開していくことができるよう、収益性の向上や新たな需要の創出に向けた6次産業化や農商工連携の促進が求められています。

< 農業産出額の推移 >



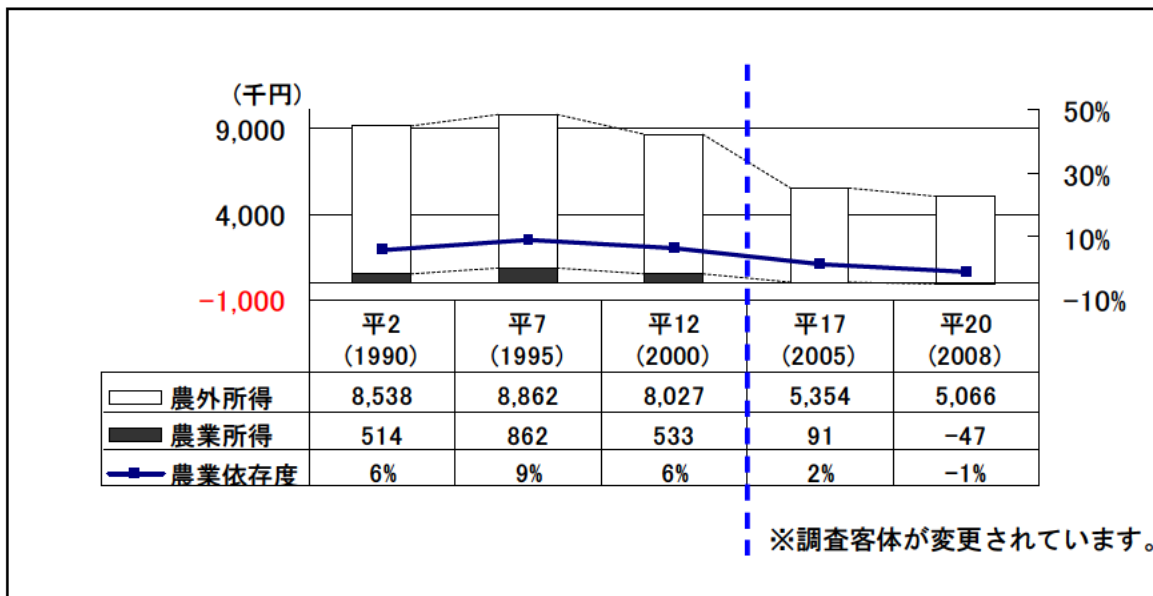
(資料：農林水産省「農林水産統計年報」)

<主要農産物別の自給率（カロリーベース、平成 21 年度）>



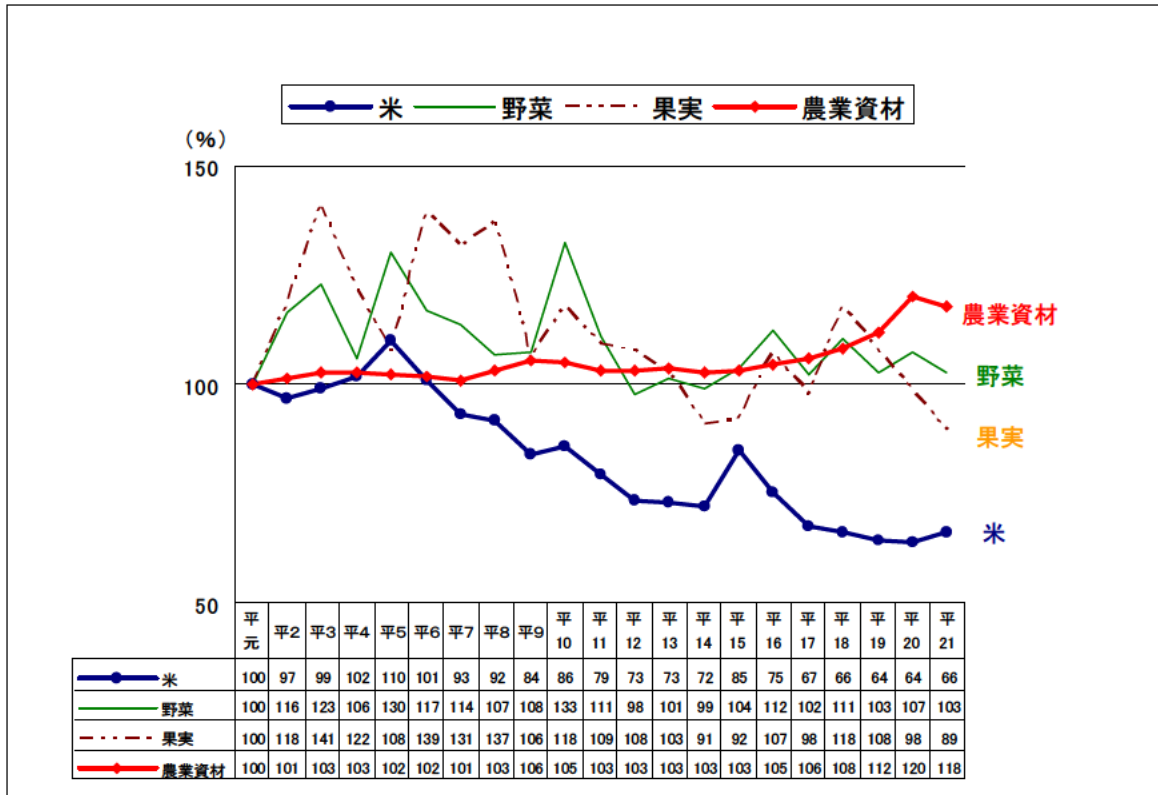
(資料：農林水産省「農林水産統計年報」「食料需給表」等による三重県推計)

<販売農家 1 戸あたりの農業所得等の推移>



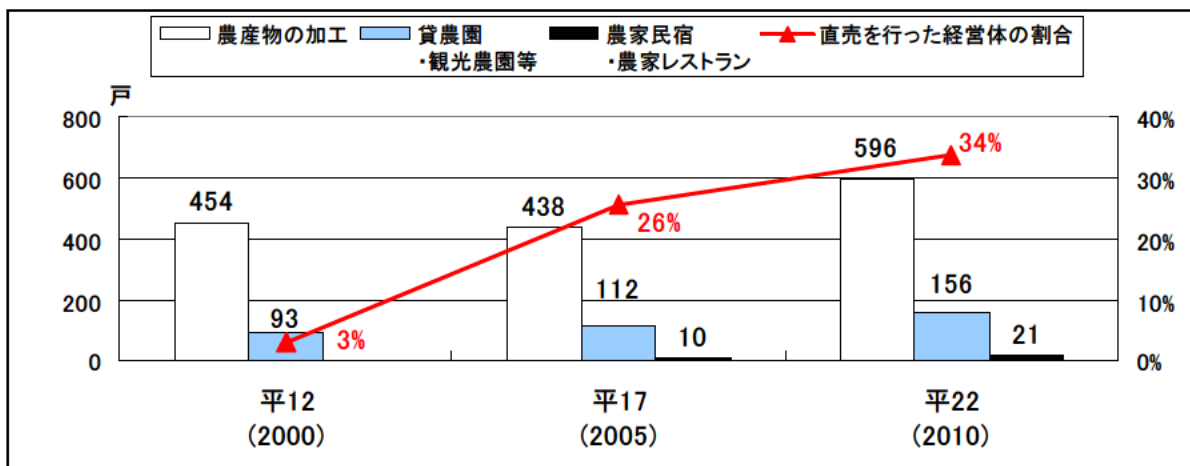
(資料：農林水産省「農林水産統計年報」)

<主な農産物及び農業生産資材価格指数（平成元年＝100）の推移（全国）>



(資料：農林水産省「農林水産統計年報」)

<農業者の6次産業化への取組状況の推移>

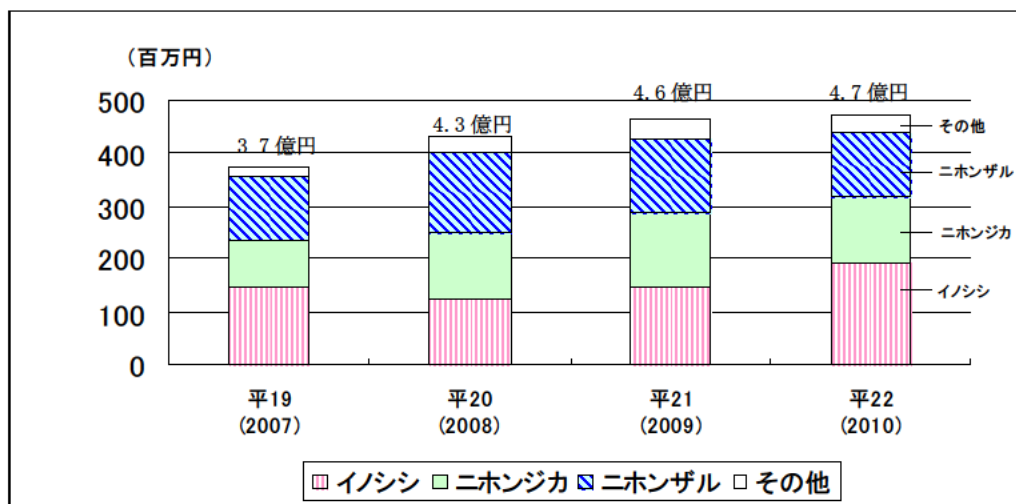


(資料：農林水産省「農林業センサス」)

#### (4) 野生鳥獣による被害

- ◆野生鳥獣による農作物被害は近年増加傾向にあり、平成 22 年には約 4.7 億円となるなど、深刻な状況が続いています。
- ◆被害の大きい中山間地域の農業者を中心に生産意欲の減退等深刻な影響が生じてきていることから、有害鳥獣に対する効果的な被害防止対策等を総合的に講じていく必要があります。

＜野生鳥獣による農作物被害額の推移＞

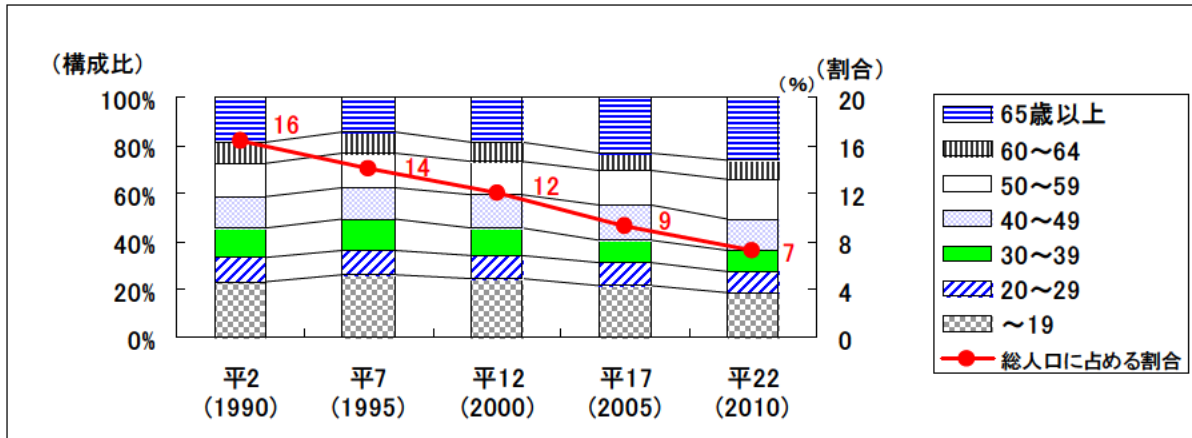


(資料：三重県調べ)

#### (5) 農村社会

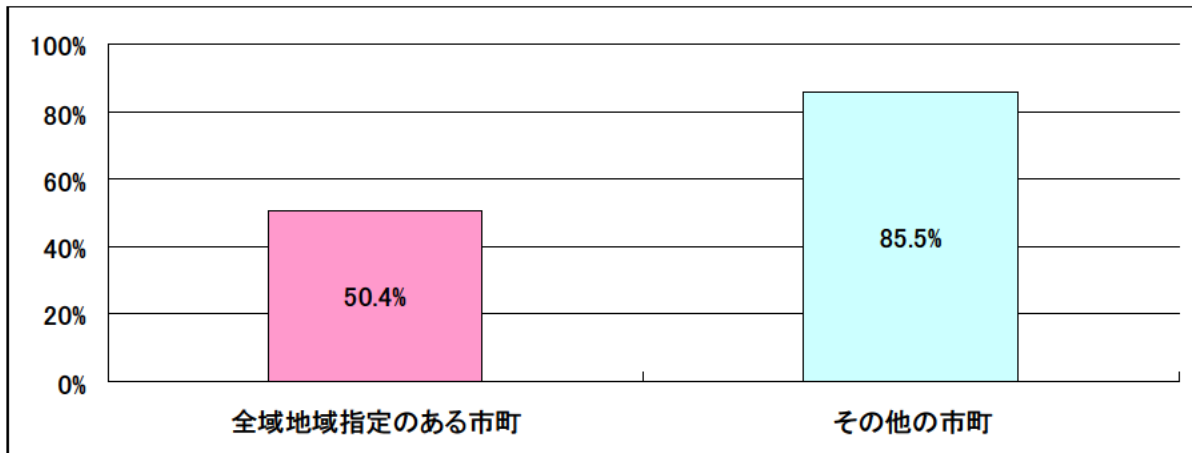
- ◆農家世帯の年齢構成を見ると、販売農家の世帯員に占める 65 歳以上の割合が確実に高まってきています。
- ◆県の総人口に占める販売農家世帯員の割合が平成 22 年には 7% となるなど、農村地域において、農家と農家でない方々との混住化が進んできていることがうかがえます。
- ◆農山漁村地域における生活排水整備率が他地域と比較して低い水準にあると推測されるなど、農山漁村地域の生活環境整備がまだまだ十分でないことがうかがえます。
- ◆農山漁村地域を訪れる都市農村交流人口は、平成 22 年は減少したものの、400 万人を超える人びとが県内の農山漁村での交流活動等を行っています。

＜農家人口（販売農家の世帯員）の年齢別割合の推移＞



(資料：農林水産省「農林業センサス」、総務省「国勢調査」)

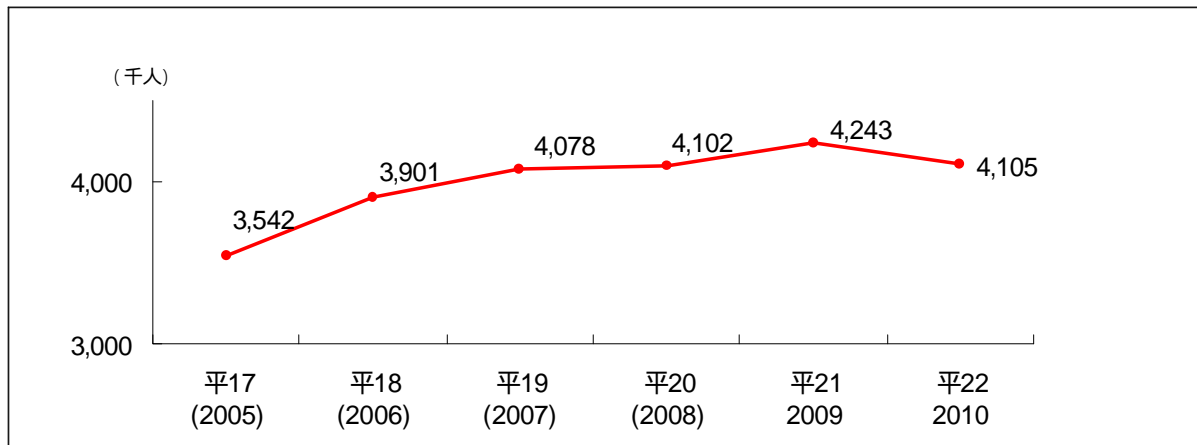
＜農山漁村地域等における生活排水処理施設整備率（平成22年度）＞



※全域地域指定とは、全域で特定農山村・振興山村・過疎地域のいずれかの指定を受けているか、全域で半島振興地域の指定を受けかつ一部地域で特定農山村・振興山村・過疎地域のいずれかの指定を受けている市町。

(資料：三重県「生活排水処理施設の整備率」をもとに作成)

< 農山漁村地域の主要交流施設利用者数の推移 >



(資料：県内の59施設を対象とした三重県調べ)

## 第3章 基本方針

### 1 農業及び農村の活性化に向けた基本的な考え方

#### (1) 農業及び農村の果たす役割

##### 役割1 食料の持続的な供給

食料は、人間の生命の維持に欠くことのできないものであるとともに、健康で充実した生活の基礎として重要なものです。このため、安全性が確保され、安心して消費できる食料が、将来にわたって、持続的に供給される必要があります。

しかし、国内での食料供給力は依然低位で、農業従事者の高齢化の進行など将来的な農業生産の不安定要素もある一方、国際的には、地球規模での気象変動や発展途上国を中心とした人口の増加などから、中長期的には食料需給の逼迫が心配されるなど、食料を取り巻く環境は予断を許さない状況にあります。

三重県においても、県段階のカロリーベースの食料自給率は平成21年度（2009年度）で42%と横ばい傾向にあることから、今後、需要に応じた食料供給力の向上に取り組み、安心して食べられる農産物を安定的に供給することにより、県民の皆さんへの食料供給に対する安心感を醸成していく役割を果たしていく必要があります。

##### 役割2 多面的機能の発揮

農業及び農村は、農産物を安定的に供給する基本的な役割とともに、農業生産や農村地域のさまざまな活動を通じて、県土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等の多面的な機能を有しています。

特に三重県の農業及び農村は、南北に長く、また、海岸線から山脈に至る多様な地形と気候の中で、地域ごとに特色のある農業生産活動と相まって、さまざまな二次的な自然、農村景観や歴史・文化を育んでいます。また、中規模都市が連坦する三重県の都市構造と相まって、多面的機能を県民の皆さんの生活の場へ身近に提供しています。

県民の皆さんがゆとりと豊かさを実感できる暮らしをおくるうえで、農業及び農村が発揮する多面的機能は欠くことのできないものであり、将来にわたり持続的に多面的機能を発揮していく役割があります。

##### 役割3 地域経済と就業の場を担う産業

三重県の産業全体から見れば農業の占める割合は小さいものですが、近年、大規模な農業経営や農業生産法人などの企業的な経営が生まれつつあるとともに、他産業から農業に参入する企業も現れてきています。

また、農産物直売所や大規模小売店内の農産物直売コーナーなどを通じて、直売に取り組む農業者が増加しており、その販売額も年々増加するなど、地域に新たな活力を生み出してきています。

さらに、食品産業と連携した新商品の開発、地域の自然や景観を生かした集客ビジネス、加工や販売に一体的に取り組む6次産業化など「売れる農業」に向けた新たな価値創出への取組も育ちつつあります。

こうした新たな農業及び農村の活動は、地域経済の循環と地域就業の場として大きな



役割を担っています。

## (2) 取組展開に向けた基本視点

農業及び農村を取り巻く環境は大きな転換期を迎えており、今後、こうした状況に的確に対応し、農業及び農村の果たすべき役割を持続的に発揮していくためには、中長期を見通した新たな発想での確かな視点を持って農業及び農村の活性化に取り組んでいくことが必要です。

また、三重県の農業及び農村を次の世代に継承していくためには、最も身近でその恩恵を享受している県民の皆さん一人ひとりが県産農産物に込められた農業及び農村の価値を適正に評価し、日々の生活の中で積極的に選択するとともに、県民の皆さんの理解と行動に支えられた農業者や食品産業事業者が質の高い食料を合理的な価格で供給する努力を続けていくことが極めて重要となります。

こうしたことをふまえて、本計画を策定するにあたっては、「消費者の視点に立った『売れる農業』の展開」「将来にわたる農業の持続的発展」「地域の創意工夫を重視した施策の展開」の、3つを基本視点としました。

これら基本視点と“みんなで力を合わせて新しい三重を創る「県民力による協創の三重づくり」”を施策展開のベースに置いて、関係する主体の皆さんの自主的で継続性のある取組を促しながら、将来にわたって県民の皆さんが豊かな三重県の「食」の恩恵を享受でき、農業者や食品産業事業者が誇りと希望を持って生産活動に取り組むことができる社会をめざします。

### 基本視点1 消費者の視点に立った「売れる農業」の展開

農業及び農村の果たすべき基本的な役割である農産物の安定的な供給に取り組むためには、持続的な生産体制を構築するだけでなく、安全・安心、新鮮、高品質、手頃な価格、健康など、消費者の食に対する多様化するニーズに応え、マーケットで支持される農産物を生産していくことが極めて重要です。

市場流通での産地間競争の激化に加え、市場外流通の増大、大型量販店による寡占化、外食や中食需要の増加などマーケットの動向が劇的に変化している中、マーケットで支持される農産物を生産することは、安定的な取引関係を構築し、「売れる農業」、ひいては「もうかる農業」につながっていくものです。

このため、食育などを通じた消費者との相互理解の促進や地産地消の定着を図る中で、消費者のニーズを的確に受けとめるマーケットインの発想やニーズを先取りした需要創造型農業の考え方などを意識した経営計画の策定を促すとともに、流通事業者との商談機会や消費者への直接販売の機会の創出などに取り組む、農産物の生産をはじめ、加工や流通なども含め、常に消費者の視点に立った考え方を重視した「売れる農業」の取組定着を進めていきます。

### 基本視点2 将来にわたる農業の持続的発展

農業は、土と水と太陽から、価値ある産物である農産物を生み出すとともに、農産物生産といった単に経済的な活動だけではなく、県土の保全、自然環境の保全、良好な景

観の形成、文化の伝承など、県民の皆さんの生活にゆとりと豊かさを提供する経済価値だけでは計れない役割（多面的機能）を発揮するといった他の産業にはない特徴を持っています。

こうした農業及び農村の持つ産業としての特徴を継続的に発揮し、安全・安心な農産物の安定的な供給や多面的機能の維持増進など、県民の皆さんの期待に応えていくためには、農業及び農村の活動が将来に向けて持続していくことが必要となります。

三重県の農村では、安定的な兼業機会に恵まれており、これまで兼業の農業従事者によって農業が支えられてきましたが、近年、その高齢化や新たに従事する跡継ぎ等の減少など、農村での農業の労働力構成が大きく変化してきています。このような新たな状況に対応できる合理的で持続的な営農システムを改めて構築していく必要があります。

このため、国の食料政策等を効果的に活用しつつ、農業従事が困難となった農地の円滑な利用調整を地域で進める土地利用調整システムの定着をはじめ、これら農地の営農を担う認定農業者や特定農業団体などの農業経営体の育成・強化とともに、意欲ある若者の新規就農や、組織的な農地保全を図る集落営農、退職人材の回帰就農、他産業からの企業参入の促進など、持続的な生産体制構築に向けた重層的な対策を進めていきます。

また、こうした営農システムを支える基盤である農村の活力の維持・向上を図るため、快適性、利便性や生産性の高い生活環境や農業生産基盤の整備を計画的に推進するとともに、災害や獣害につよい地域づくりを進めていきます。

### 基本視点3 地域の創意工夫を重視した施策の展開

農業及び農村の活性化を図っていくためには、地域の農地、環境、農業に係る知識や文化など農村の資源を有効に活用しつつ、これらを有機的に結びつけ、地域の総合力を動員して、地域全体で生み出していく価値を高めていくことが重要です。

その価値を高めていく方向には、農業生産の維持や効率化を狙った取組から、農産物生産に加え、加工、流通、集客交流などに広がる6次産業や農商工連携など「売れる農業」、さらには「もうかる農業」への発展を狙った取組など、地域の実状や特性に応じてさまざまな段階や方向があります。

このため、地域の実状や特性に応じて、地域の考え方をふまえ、地域自らの活動を育て、伸ばしていくといった地域の創意工夫を重視した施策展開が必要となります。

そこで、市町や関係団体と連携し、農業者等の意欲の増進を図りつつ、自ら目標や方針を定めた計画づくりを進め、その実行を支援していくことを基本として、例えば、地域の農地やコミュニティの維持を中心とする取組をはじめ、集落営農に取り組む地域、農作物の付加価値向上に取り組む地域、自然を生かした誘客に取り組む地域など、幅広い地域課題の解決に向けた取組を促進していきます。また、かんきつや野菜など作目によってつながっている産地や、農産物直売所等を核として多様な作目を生産する産地など、地域のめざす方向に応じた多様な産地形成の促進を図っていきます。

さらに、食にまつわる先端技術や新たな事業展開などの面でサポートできる産学官のネットワーク化やテーマ別クラスター構築等を通じて「みえフードイノベーション」の形成に取り組むことにより、地域の創意工夫を生かした取組の着実な成長につなげます。

### (3) めざすべき将来の姿

三重県農業及び農村の活性化のためには、食に対する県民の皆さんの多様化する期待に応えるとともに、将来にわたって農業が持続的に営まれることが重要です。

こうしたことをふまえつつ、三重県農業及び農村がめざしていくべき具体的な4つの姿を定めて、その実現に向け、計画的かつ着実な取組を進めていきます。

#### ①安全・安心な農産物が、安定的に供給されている姿

- ◆効率的な生産体制のもとで多様化する消費者や食品産業事業者のニーズに的確に対応した生産が行われるなど、消費者に信頼される農産物を安定的に供給するための生産・流通体制が整備されています。
- ◆行政による農薬等の使用や食品表示についての適切な監視・指導が行われるほか、食に対する一層の安心感、信頼感の醸成につながる自主衛生管理が生産、加工、流通に携わる人びとに定着しています。

#### ②多様な農業経営が確立され、本県農業が持続的に発展する姿

- ◆意欲ある多様な農業者が確保・育成されるとともに、新規就農者や企業などの新たな参入が拡大し、経営感覚あふれる農業経営の展開や農業団体等の活発な活動が行われています。
- ◆農業の生産基盤が整備・維持される中で、地域の特性を生かした効率的な生産や農業者と消費者との交流などが活発に行われています。

#### ③地域の特性を生かした取組が展開され、本県農村が振興される姿

- ◆豊かな地域の資源を生かした都市住民等との交流の活発化や新たな経済活動が創出されることで、その地域に暮らす一人ひとりが元気に輝き、地域の魅力が高まっています。
- ◆農村地域の快適性や利便性、農業の生産性が高まるとともに、農業の持続的な活動が行われる中で、地域住民の自主的な取組により「獣害につよい集落」が育成されるほか、生産者と県民の皆さんとの連携による多面的機能の維持増進のための活動が活発化することにより、その機能が十分に発揮され、地域の魅力や価値を高めています。

#### ④本県農業及び農村を起点として、新たな価値の創出が図られる姿

- ◆県民の皆さんに豊かで健全な食生活が広がる中で、満足感、環境や健康志向などを満たす新たな価値が積極的に提案され、地域資源の特徴を生かした競争力のある農産物や加工食品、サービス等が充実し、県内外や海外に提供されることにより、農業の活性化と県民の皆さんの豊かな暮らしにつながっています。
- ◆農業者等による環境など社会の成熟化に伴うさまざまな期待への積極的な対応により、農業が県民の皆さんや消費者から適正に評価、支持されています。

## 2 三重県の農業及び農村の活性化に向けた施策の展開

県民の皆さんの生活の安定と地域経済の健全な発展に資するため、農業及び農村の果たす役割をふまえるとともに、めざすべき将来の姿の実現に向けて、次のとおり、4つの基本施策と主要な目標を定め、取り組んでいきます。

### 基本施策Ⅰ 安全・安心な農産物の安定的な供給

#### めざす方向

消費者に信頼される安全・安心な農産物を安定的に供給するため、効率的な生産体制のもとで多様化する消費者や食品産業事業者のニーズに的確に対応できる生産・流通体制の整備を進めます。

また、行政による農薬等の使用や食品表示についての適切な監視・指導を行うとともに、食に対する一層の安心感、信頼感の醸成を図るため、生産、加工、流通に携わる人びとによる自主衛生管理の定着を促進します。

#### 現状と課題

食の安全・安心に対する消費者の関心が高まる中で、農業従事者の高齢化の進行や農産物価格の低迷などによる農業生産の活力低下が懸念されるとともに、農産物の貿易自由化に向けた動きなど、農業をとりまく環境は大きく変化してきています。

こうした状況に対応するため、食料自給力の向上に向けた取組を進めるとともに、多様化する消費者のニーズに応えて、消費者や食品産業事業者に支持される高品質で安全な農産物を安定して供給するための生産から販売に至る体制整備が求められています。

また、食の安全・安心の確保に関わる体制の整備は進んできていますが、農産物への放射性物質の影響に対する対応をはじめ、高病原性鳥インフルエンザや口蹄疫、食品の不適正表示など食に関わるさまざまな問題の発生が依然として続いていることから、食の安全・安心に関する知識や情報などを消費者、生産者、食品産業事業者等が共有できるシステムづくりが重要となっています。

#### 主な取組方向

食料自給力の向上に向け、国の食料政策等を効果的に活用しながら、麦・大豆・新規需要米等の生産拡大や水田の有効利用を促進するとともに、園芸作物における既存産地の充実や新たな産地の育成に取り組みます。

畜産業については、生産技術や飼料自給力の向上、高病原性鳥インフルエンザ等家畜伝染病にかかる監視体制の強化などによる安全・安心の確保を進めるほか、肥育素牛の県内生産システムの構築、基幹食肉処理施設の機能充実と必要な施設整備の検討を進めます。

また、園芸作物や畜産物などのブランド力の向上や、安全・安心農業生産技術、G A



PやHACCPの導入などによる安全・安心の確保を進めるとともに、新技術の開発や技術移転の迅速化、農商工連携や6次産業化の促進等の取組との連携を図りながら、県民の皆さん等に支持される安全・安心な農産物を安定的に供給できる生産・流通・販売体制の構築に取り組みます。

さらに、農産物の生産から流通・販売に至る過程での衛生管理や農薬等の生産資材の適正な流通・使用などについて監視・指導を行うとともに、生産者、消費者等との連携による食の安全・安心の確保などを進めます。

## 基本目標指標

| 目 標 項 目        | 【現状値】             | 【目標値】             |
|----------------|-------------------|-------------------|
|                | 平成 23 (2011) 年度   | 平成 33 (2021) 年度   |
| 食料自給率(カロリーベース) | 42%<br>(平成 21 年度) | 51%<br>(平成 32 年度) |

・県民の皆さんが食料として消費する農水産物のうち県内農水産物により供給が可能な割合(農林水産省「都道府県別食料自給率」)。平成 33 年度の目標値は、平成 34 年春に把握できる平成 32 年度の概算値により測ることとします。

## 目標達成に向けた施策展開の内容

### ◆ I - (1) 需要に応じた水田農業の推進

食料自給力の向上のため、麦・大豆・新規需要米等を戦略作物と位置づけ、国の食料政策等を効果的に活用しながら消費者や食品産業事業者への需要開拓・拡大の促進に積極的に取り組むとともに、消費者に支持される米づくりなど需要に応じた生産や効率的な生産体制の構築を進めることにより、水田の有効活用を図ります。

#### 【マネジメント参考指標】

| 目 標 項 目 | 【現状値】           | 【目標値】           |
|---------|-----------------|-----------------|
|         | 平成 23 (2011) 年度 | 平成 33 (2021) 年度 |
| 水田利用率   | 93%             | 102%            |

・水田面積における作付面積の割合(三重県調べ)

### ◆ I - (2) 消費者ニーズに応える園芸等産地形成の促進

園芸等産地形成の促進に向けて、農商工連携や6次産業化なども含めた戦略的な産地経営、ブランド力の向上や販路拡大など、既存産地の充実や新たな産地の展開を通じてリーディング産地等の育成に取り組むとともに、農産物直売所等を核とした多品目適量産地づくりを支援します。

#### 【マネジメント参考指標】

| 目 標 項 目                 | 【現状値】           | 【目標値】           |
|-------------------------|-----------------|-----------------|
|                         | 平成 23 (2011) 年度 | 平成 33 (2021) 年度 |
| 新たな視点の産地展開に挑戦する園芸等産地増加数 | —               | 40産地            |

- ・契約栽培や消費地での直接販売、産地単位での6次産業化など、新たな視点を取り入れた産地展開に取り組む園芸等産地の数（三重県調べ）

### ◆ I - (3) 活力ある畜産業の健全な発展

安全・安心な畜産物の安定供給と畜産農家の経営安定に向けて、生産技術や飼料自給力の向上、畜産物の高付加価値化やブランド化、基幹食肉処理施設の機能充実と必要な施設整備の検討、衛生管理の徹底や家畜伝染病監視の強化など、生産から流通・販売をとおした総合的な支援に取り組めます。

#### 【マネジメント参考指標】

| 目 標 項 目          | 【現状値】               | 【目標値】               |
|------------------|---------------------|---------------------|
|                  | 平成 23 (2011) 年度     | 平成 33 (2021) 年度     |
| 近隣府県の畜産産出額に占める割合 | 13.7%<br>(平成 22 年度) | 14.7%<br>(平成 32 年度) |

- ・近隣府県（岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県の2府7県）の畜産物の産出額に占める本県の割合（農林水産省「生産農業所得統計」）。平成33年度の目標値は、平成34年春に把握できる最新のデータである近隣府県の畜産産出額に占める割合の平成32年度実績数値により測ることとします。

### ◆ I - (4) 農畜産物の生産・流通における安全・安心の確保

農畜産物等の安全・安心を確保するため、農薬等生産資材の適正な流通・使用や食品表示などの監視・指導、GAPやHACCPなどの手法等を活用した生産工程管理の促進を図るとともに、「みえの安全・安心農業」の定着や、生産者と消費者等とが連携した相互理解に向けた取組などを促進します。

また、卸売市場の品質管理の高度化や市場の活性化を推進し、市場運営の安定化を進めます。

#### 【マネジメント参考指標】

| 目 標 項 目                         | 【現状値】           | 【目標値】           |
|---------------------------------|-----------------|-----------------|
|                                 | 平成 23 (2011) 年度 | 平成 33 (2021) 年度 |
| GAP、土づくり、投入資源の効率利用を総合的に進める産地の割合 | 10%             | 80%             |

- ・「みえの安全・安心農業生産推進方針」に基づき、GAP手法の導入、土づくりの励行、投入資源の効率的な利用を総合的に推進している産地の割合（三重県調べ）

## 基本施策Ⅱ 農業の持続的な発展を支える農業生産構造の確立

### めざす方向

意欲ある多様な農業者を確保・育成するため、農地集積等による経営規模拡大や集落営農組織の設立を促進するとともに、新規就農者や企業などの新たな参入を促進する環境整備に取り組みます。

また、農業者の経営発展や産地の強化・充実を支援するため、普及活動の効果的な展開や農業団体の活発な活動を促進するとともに、農業の生産基盤を整備します。

さらに、優良農地の確保、農業用水施設等の地域資源の有効活用、新たな商品創出につながる研究開発を進めることにより三重県農業の持続的な発展に取り組みます。

### 現状と課題

三重県は、温暖な気候、南北に延びる細長い地形、海岸線から山脈に至る多様な自然の中で、京阪神、中京等の大消費地が近いという地理的条件のもと、多様な農業が営まれています。一方、県内には中規模都市が連担しており、他産業への就業機会にも恵まれていることから、農家の兼業化が進んでいます。加えて、若者の流出や農業従事者の高齢化もあり、農村では農業の担い手不足が深刻になるとともに、ライフスタイルの変化や国際化の進展などの影響を受け、農産物価格の低迷が続いています。

このような中、県民の皆さんが安全・安心な食を安定的に享受できるとともに、農業に魅力を感じ、自らの職業として選択し、意欲的に農業経営に取り組むことができる環境を確立していくためには、関係機関が相互に連携した経営支援体制の整備や集落等の地域を単位として農地の利用調整を行い、意欲ある農業者に委ねていく仕組みの構築、環境と調和した効率的で高度な生産基盤の整備が必要となっています。

### 主な取組方向

集落や産地等でのマネジメント体制を構築し、地域農業の持続的な発展を図るため、普及指導活動の展開や農業団体等と連携する中で、「地域活性化プラン」の策定・実践に取り組む地域等を支援するとともに、農業者の経営発展や女性・高齢者等の活動が活発に行われる環境づくりに取り組みます。

意欲ある多様な農業者の育成を図るため、国の食料政策等を効果的に活用し持続的、発展的に経営を展開していくための支援を行うとともに、集落等を単位として持続的、安定的な営農体制を確立するための集落営農組織等の設立、適切な運営や法人化の支援等に取り組みます。

新たな経営体等の確保・育成を図るため、新規就農希望者や新規参入企業、障がい者等への就農支援や技術指導、雇用者となる農業者等への必要な情報の提供等を行います。

また、農業者の経営発展や産地の強化・充実を図るため、環境と調和した生産や低コスト化、高度化に対応できる農業生産基盤の整備、農業用施設の機能維持のための取組



や防災対策、耕作放棄地の再生等により、優良農地の確保を進めます。

さらに、農畜産技術の研究開発と移転を通じて、農業者や食品産業事業者等による県民の皆さんの多様化するニーズに応える新たな商品やサービスの提供を促進します。

### 基本目標指標

| 目 標 項 目               | 【現状値】           | 【目標値】           |
|-----------------------|-----------------|-----------------|
|                       | 平成 23 (2011) 年度 | 平成 33 (2021) 年度 |
| 農業経営体数(認定農業者、集落営農組織等) | 2,346 経営体       | 3,000 経営体       |

・積極的に経営改善や規模拡大を図ろうとする農業経営体(認定農業者及び集落営農組織等)の数(三重県調べ)

### 目標達成に向けた施策展開の内容

#### ◆Ⅱ－(1) 地域の特性を生かした農業・農村の活性化

農業及び農村の活性化を図るため、普及指導活動の展開や農業団体等と連携する中で、集落や産地などによる「地域活性化プラン」の策定・実践を促進するとともに、その支援体制の整備を進めます。

##### 【マネジメント参考指標】

| 目 標 項 目     | 【現状値】           | 【目標値】           |
|-------------|-----------------|-----------------|
|             | 平成 23 (2011) 年度 | 平成 33 (2021) 年度 |
| 地域活性化プラン策定数 | 50 プラン          | 550 プラン         |

・地域や産地などを単位に策定される農業・農村の活性化のための活動プランの数(三重県調べ)

#### ◆Ⅱ－(2) 地域の持続的な営農の仕組みづくり

集落等の地域を単位とした持続的な営農の仕組みづくりに向けて、土地利用調整ルールづくり、集落営農組織の設立や法人化等を進めます。

##### 【マネジメント参考指標】

| 目 標 項 目             | 【現状値】           | 【目標値】           |
|---------------------|-----------------|-----------------|
|                     | 平成 23 (2011) 年度 | 平成 33 (2021) 年度 |
| 持続的な営農の仕組みを有する集落の割合 | 29%             | 75%             |

・県内の農業集落に占める、集落等の地域を単位として農地や農作業の利用調整を行う体制が整っている集落の割合(三重県調べ)

#### ◆Ⅱ－(3) 多様な農業経営体の確保・育成

意欲ある多様な農業者の育成を図るため、経営の安定・発展のための支援を行うとともに、新規就農希望者や農業参入企業、障がい者等への就農・技術支援を通じて新たな経営体等の確保に取り組みます。また、さまざまな方針決定の場への女性の登用、



女性起業家の育成等に向けた取組を進め、農業及び農村における男女共同参画を促進します。

**【マネジメント参考指標】**

| 目 標 項 目 | 【現状値】              | 【目標値】           |
|---------|--------------------|-----------------|
|         | 平成 23 (2011) 年度    | 平成 33 (2021) 年度 |
| 新規就農者数  | 108人<br>(平成 22 年度) | 110人            |

・県内で農業へ就業した 45 才未満の人の数（農水商工部農業経営室調べ）

**◆ II - (4) 農業生産基盤の整備・保全**

農業生産力の強化に向けて、環境と調和した生産や低コスト化、高度化に対応できる農業生産基盤の整備を進めるとともに、頭首工や用水路などの農業用施設の機能維持のための取組や防災対策を進めます。また、優良な農地の維持・保全や有効利用を促進するとともに、耕作放棄地の解消や未然防止対策を進めます。

**【マネジメント参考指標】**

| 目 標 項 目              | 【現状値】           | 【目標値】           |
|----------------------|-----------------|-----------------|
|                      | 平成 23 (2011) 年度 | 平成 33 (2021) 年度 |
| 基盤整備済み農地における担い手への集積率 | 33%             | 60%             |

・パイプライン化など高度な基盤整備を実施した地域における認定農業者への農地集積率（三重県調べ）

**◆ II - (5) 農畜産技術の研究開発と移転**

県民の皆さんの多様化するニーズに的確に応えられる農畜産技術等の研究開発と農業者や食品産業事業者等への移転を通じて、新たな商品やサービスの提供を促進します。

**【マネジメント参考指標】**

| 目 標 項 目                   | 【現状値】           | 【目標値】           |
|---------------------------|-----------------|-----------------|
|                           | 平成 23 (2011) 年度 | 平成 33 (2021) 年度 |
| 農畜産技術の開発成果が活用された商品等の数（累計） | —               | 250件            |

・農業研究所及び畜産研究所が取り組む研究開発から生み出された成果のうち、次の①②のいずれかに該当する技術が活用された農業者等の商品やサービス等の件数（三重県調べ）

①開発技術、②県が開発した特許・品種等

## 基本施策Ⅲ 地域の特性を生かした農村の振興と多面的機能の維持増進

### めざす方向

農村地域に暮らす一人ひとりが元気に輝くとともに、地域の魅力が高まるよう、豊かな地域の資源を生かした都市住民等との交流の活発化や新たな経済活動の創出等に取り組みます。

また、農業の持続的な活動が行われる中で農村の機能が十分に発揮されていくよう、快適性や利便性、農業の生産性の向上を図るとともに、地域住民の自主的な取組による「獣害につよい集落」の育成、生産者と県民の皆さんとの連携による多面的機能を維持増進する活動の活発化等に取り組みます。

### 現状と課題

社会情勢の変化に伴い、農村地域では農家と農家でない方々との混住化、過疎化、高齢化が進むとともに、地域の基幹産業である農業等の低迷により、地域活力の低下や担い手不足が深刻化しています。特に、中山間地域では過疎化、高齢化の進行が著しく、集落や地域コミュニティの機能低下に加えて、野生鳥獣による農作物への被害の増加などにより耕作放棄地が増加するとともに、地域が有する多面的機能の維持も困難になりつつあります。

一方、「心の豊かさ」への志向などを反映して、美しい景観や伝統文化に恵まれた農村に対する「ゆとり」や「やすらぎ」などの多面的な機能への期待が高まっています。

こうした状況をふまえ、農業者や地域住民による地域の豊かな資源を生かした活性化を図ることにより、農業を支える基盤である農村の活力を向上していくことが重要となっています。

### 主な取組方向

災害に強い農村地域づくりをソフト面、ハード面の両面から進めるとともに、快適性、利便性や農業の生産性の向上のための生活環境や生産基盤の整備に取り組みます。

また、大きな地域課題となっている野生鳥獣害対策については、人の生活と自然との共生や生物の多様性を考慮するワイルドライフ・マネジメントの考え方に沿って、「生息管理」と「被害対策」を組み合わせ総合的に実施していきます。そのため、地域の実状に即した狩猟や捕獲、獣肉処理・利用体制の構築を進めるとともに、集落全体で対策活動について話し合い、行動する「獣害につよい集落」づくりを推進します。

さらに、人、自然、文化、農産物等の豊かな地域資源を生かしたグリーン・ツーリズム等都市と農村の交流・共生を促進し、地域住民や訪れた人びとが満足できる魅力的な地域づくりや、地域に密着した新たな経済活動（「いなかビジネス」）を促進することにより、元気な農村づくりを進めます。

国土保全、水源かん養、自然環境の保全、景観の形成、文化の伝承など農業及び農村

が持つ多面的機能の維持増進を図るため、地域住民や都市住民などのさまざまな主体の連携により、社会共通資本である農地・農業用水等の地域資源の保全・活用を促進するとともに、中山間地域等での適切な農業生産活動の促進に取り組みます。

## 基本目標指標

| 目 標 項 目     | 【現状値】                  | 【目標値】                  |
|-------------|------------------------|------------------------|
|             | 平成 23 (2011) 年度        | 平成 33 (2021) 年度        |
| 農山漁村地域の交流人口 | 5,086 千人<br>(平成 22 年度) | 5,670 千人<br>(平成 32 年度) |

・農山漁村地域において、農山漁村の暮らしや食文化、農林水産業等を身近に体験することのできる主要な施設の利用者数（三重県調べ）。平成 33 年度の目標値は、平成 34 年春に把握できる平成 32 年度の実績値により測ることとします。

## 目標達成に向けた施策展開の内容

### ◆Ⅲ－（１）安全・安心な農村づくり

生活環境や生産基盤の整備、防災対策を通じて、快適性、利便性、農業の生産性の向上や安全・安心な農村づくりを進めます。

#### 【マネジメント参考指標】

| 目 標 項 目          | 【現状値】           | 【目標値】           |
|------------------|-----------------|-----------------|
|                  | 平成 23 (2011) 年度 | 平成 33 (2021) 年度 |
| 生活環境を整備する農山漁村集落数 | 2 集落            | 3 6 集落          |

・新たに農山漁村集落内の道路、排水路、防火水槽等の生活環境の整備を行った集落数（三重県調べ）

### ◆Ⅲ－（２）獣害につよい農村づくり

農村地域における鳥獣被害の軽減に向け、人の生活と自然との共生や生物の多様性を考慮しつつ、地域の実状に応じた狩猟や捕獲、獣肉処理・利用体制の構築、集落全体での防御対策など、「生息管理」と「被害対策」を組み合わせた総合的な取組の促進を図ることにより、獣害につよい集落づくりを進めます。

#### 【マネジメント参考指標】

| 目 標 項 目       | 【現状値】                   | 【目標値】                     |
|---------------|-------------------------|---------------------------|
|               | 平成 23 (2011) 年度         | 平成 33 (2021) 年度           |
| 野生鳥獣による農業被害金額 | 4 7 3 百万円<br>(平成 22 年度) | 3 3 1 百万円以下<br>(平成 32 年度) |

・サル、ニホンジカ、イノシシ等による農業の被害金額（三重県調べ）。平成 33 年度の目標値は、平成 34 年春に把握できる平成 32 年度の実績値により測ることとします。

### ◆Ⅲ－（３）人や産業が元気な農村づくり

都市住民や企業等との交流・連携の促進などを通じて、農村をさまざまな主体が関わる中で支えていく仕組みや住民の生きがいがいづくりに取り組むとともに、自然、文化、農産物等農村地域の豊かな地域資源を活用した交流人口の拡大、就業機会の創出・確保を図ることにより、人や産業が元気な農村づくりにつなげます。

#### 【マネジメント参考指標】

| 目 標 項 目       | 【現状値】              | 【目標値】           |
|---------------|--------------------|-----------------|
|               | 平成 23 (2011) 年度    | 平成 33 (2021) 年度 |
| 「いなかビジネス」の取組数 | 101件<br>(平成 22 年度) | 260件            |

- ・中山間地域における、地域の農産物をはじめ自然、文化、人等の豊かな地域資源を生かした新たな経済活動創出の取組数（三重県調べ）

### ◆Ⅲ－（４）多面的機能の維持増進

地域住民をはじめさまざまな主体との連携による、水路や農道など生産基盤の保全管理や生態系の保全、景観形成などの活動を促進することにより、農業及び農村の持つ多面的機能の十分な発揮と、農村における地域活動の活性化につなげます。また、中山間地域等の農地の耕作放棄を未然に防止し、適切な農業生産活動が持続的に行われるよう、生産条件に関する不利を補正するための支援を行います。

#### 【マネジメント参考指標】

| 目 標 項 目        | 【現状値】           | 【目標値】           |
|----------------|-----------------|-----------------|
|                | 平成 23 (2011) 年度 | 平成 33 (2021) 年度 |
| 農村の資源保全活動対象集落数 | 424集落           | 600組織           |

- ・農業・農村の持つ多面的機能の重要性を理解し、さまざまな主体が参画する地域の農地・農業用施設等の保全活動が展開される集落数（三重県調べ）



## 基本施策Ⅳ 農業・農村を起点とした新たな価値の創出

### めざす方向

農業の活性化と県民の皆さんの豊かな暮らしの実現に向けて、消費者の多様な期待への的確な対応と、満足感や環境・健康志向などを満たす新たな価値の積極的な提案を通じて、地域資源の特徴を生かした競争力ある農産物やそれらの加工品・サービスの充実を図るとともに、県内、大都市圏をはじめとする県外や海外などに効果的に提供していくための環境整備を進めます。

また、農業が県民の皆さんや消費者に支持されるよう、環境など社会の成熟化に伴うさまざまな期待への積極的な対応を図る生産活動等を促進します。

### 現状と課題

高齢化等により1人あたりの食料消費が減少するとともに、ライフスタイルの変化に伴う個食化、食の外部化・簡便化の進行により食生活における外食、中食、調理食品の利用が増えています。

加えて、消費者ニーズの多様化が進み、地域の個性的な食や農村の文化・風土に根づいたサービス等に対するニーズの高まりが見られる中で、農産物直売所、インターネットなどによる販売が拡大するなど農産物や加工食品等の流通形態が多様化しています。

さらに、消費者に支持される農業を構築していくためには、生産活動における環境に配慮した取組の展開など、社会の成熟化に伴うさまざまな期待への積極的な対応が求められるようになってきています。

こうした中、三重県農業が持続的に発展し、「売れる農業」、さらには「もうかる農業」になっていくためには、食育や地産地消運動の推進により食と農業の結びつきが強化されるとともに、消費者ニーズを的確にとらえた経営の展開、付加価値の向上や新たな市場の開拓をとおして新しいビジネスモデルが創出されるなど、多様な取組が展開されていく必要があります。

### 主な取組方向

県産品が広く認知され、競争力を獲得、強化していくことができるよう、食に関わる先端技術開発や新事業展開などの面でサポートできる産学官ネットワーク等によるみえフードイノベーションの形成に取り組むとともに、健康などの多様なニーズに対応する商品の開発促進や、県内や大都市圏等をはじめとする国内外で販売、流通促進を図るなど「売れる農業」、さらには「もうかる農業」の実現に向けた取組を進めます。

また、「もうかる農業」の実現に向けて、三重県営業本部のもと、県産品の認知度向上や県内事業者が国内外で販路拡大をめざす取組を促進します。

さらに、食育や地産地消運動の推進とあわせて、企業等との連携により環境貢献や障がい者雇用など新たな価値を伝える「見える化」の取組を進めるなど、県民の皆さんと農業とが支え合う関係づくりに取り組みます。

## 基本目標指標

| 目 標 項 目       | 【現状値】           | 【目標値】           |
|---------------|-----------------|-----------------|
|               | 平成 23 (2011) 年度 | 平成 33 (2021) 年度 |
| 県産品に対する消費者満足度 | 25%             | 60%             |

・県産の農林水産物等に対して、満足していると回答した県内消費者の割合（三重県調べ）

## 目標達成に向けた施策展開の内容

### ◆IV－（１）新たなビジネス創出に向けた基盤づくり

みえフードイノベーションの形成等を通じて、マーケットインの発想で農産物の高付加価値化やブランド化に挑戦する意欲的な農業者や食品産業事業者等を対象に、その取組に対する支援を行い、新しいビジネスモデルの創出を促進します。

#### 【マネジメント参考指標】

| 目 標 項 目                       | 【現状値】           | 【目標値】           |
|-------------------------------|-----------------|-----------------|
|                               | 平成 23 (2011) 年度 | 平成 33 (2021) 年度 |
| 農林水産資源を高付加価値化するプロジェクトの創出数（累計） | —               | 55件             |

・企業等との連携により農林水産資源を高付加価値化するみえフードイノベーション・プロジェクト等の創出数（三重県調べ）

### ◆IV－（２）新たなマーケティング戦略の展開

消費者ニーズや市場動向を把握・分析し、新たな需要の創造を促進することを通じて、農産物直売所等を核とした県産農産物の新たな域内流通の仕組みづくりを進めるとともに、大都市圏、海外へ向けた販路拡大や売り上げの増加に取り組む事業者を支援し、経営の発展と地域の活性化につなげます。

#### 【マネジメント参考指標】

| 目 標 項 目                   | 【現状値】           | 【目標値】           |
|---------------------------|-----------------|-----------------|
|                           | 平成 23 (2011) 年度 | 平成 33 (2021) 年度 |
| 大都市圏等への販路拡大をめざす事業者の売上げ伸び率 | 100             | 120             |

・県が実施する販路拡大事業等に参加した事業者の対象品目の売上額の平成 23 年度を基準（100）とする伸び率（三重県調べ）

### ◆IV－（３）県民の皆さんと農業との支え合う関係づくり

県内で生産される農産物の供給等を通じ、県民の皆さんの豊かな生活につながるよう、消費者の期待と信頼に応える生産・流通活動の促進を図るとともに、食品産業事業者や消費者団体等との連携による食育や地産地消の促進に取り組みます。

また、環境貢献や障がい者の農業就労支援などの取組を通じて、農業に係る新たな価値の創出とその「見える化」を進めることにより、県民の皆さん等の県産品に対す

る満足度の向上を図ります。

**【マネジメント参考指標】**

| 施 策 目 標 項 目       | 【現状値】           | 【目標値】           |
|-------------------|-----------------|-----------------|
|                   | 平成 23 (2011) 年度 | 平成 33 (2021) 年度 |
| 企業との連携による食育等のPR回数 | —               | 8回              |

・企業との連携によるイベント等を通じて食育等のPRを行った回数（三重県調べ）

## 第4章 推進体制の整備

### 1 計画の推進体制

計画に掲げる基本施策を着実に推進し、その目標を実現していくためには、「県民力による協創の三重づくり」を基本として、農業生産に取り組む主体である農業者はもとより、消費者や関係団体、行政が連携を図りながらそれぞれの役割に応じた積極的な取組が展開されることが重要です。

#### (1) 農業者に期待される役割

農業者には、計画推進の主役として、安全・安心な食料を安定的に供給するとともに、農業及び農村の多面的機能の発揮を通じて県土の保全や景観の形成などに貢献していることを認識し、地域経済を支える重要な産業としての農業に従事していることに誇りを持って自らの農業経営を展開していくことが求められます。

また、消費者との交流はもとより、食品産業等の他産業との連携協力を努めながら、安全・安心な食料の供給のための安全・安心農業生産に取り組むことにより、農業及び農村を起点とした新たな価値の創出に積極的に取り組んでいくことが期待されます。

#### (2) 農業団体等に期待される役割

農業団体等には、それぞれの団体の設立目的をふまえて、組織や機能の強化、県民・消費者の皆さんや他産業との連携協力を図りながら、意欲ある多様な担い手の育成・確保、優良な農地の確保、産地形成、販路開拓、6次産業化や農商工連携等による新たな価値の創出、農村地域の活性化などを支援していくことが期待されます。

#### (3) 他産業に期待される役割

食品産業等の他産業には、農業者と同様に、安全・安心な食を供給するとともに、県産農産物の利用や農業者との連携協力の促進、県内外への情報発信、県産食材の供給等を通じて、農業及び農村の活性化に貢献することが期待されます。

#### (4) 県民の皆さんに期待される役割

県民の皆さんには、単に食料を購入・消費するだけでなく、農業及び農村の果たしている役割を理解するとともに、広く国際的な情勢や地球環境問題などについての情報を入手し、食に対する知識や食を選択する力を身につけることが求められています。

また、地産地消運動などへの参画とともに、農業者との交流活動や農地や農村の保全活動等にも積極的に参画することなどが期待されます。

#### (5) 市町に期待される役割

地域主権社会の実現に向けた動きが加速してきている中で、市町には、農業者や農村地域住民にとって最も身近な行政機関（基礎自治体）として、そのエリアにおける農業及び農村の活性化を促進する役割が期待されています。このため、市町は、農業及び農村施策の展開にあたって、関係機関や団体等との連携協力を図りつつ、地域段階におけ



る創意工夫に基づく農業者や集落、産地等の主体的な取組を引き出し、支援していくことが期待されます。

#### ( 6 ) 県が果たす役割

県は、全県的な視野で、安全・安心な食料の安定的な供給や三重県農業を支える意欲ある多様な農業者や新規就農者等の育成・確保、農村を維持、活性化するための農村地域施策や農業及び農村を起点とした新たな価値創出の促進に取り組めます。

また、基礎自治体である市町や、農業団体等との密接な連携のもと、

安全・安心な農業生産に取り組む産地やブランド形成、高付加価値化、多様な農業者が意欲と経営感覚を持って持続的に農業経営を展開していくことができる環境づくりなど、創意工夫に基づく農業者や地域等の主体的な取組に対する支援

普及指導活動などによる、生産技術面におけるスペシャリスト機能、経営発展促進面や地域活性化面等におけるコーディネート機能の発揮などを通じた、地域の主体的な取組に対するマンパワーを生かした支援

農業者や消費者のニーズ、食品産業事業者等の多様なニーズ・シーズ、急速に変化する社会情勢等をふまえた研究開発とともに、生産等の現場で直面する諸課題の解決につなげる視点からの研究開発の実施

市町が行う農村地域施策に対する補完と支援

など、地域の実状に即した農業及び農村の活性化に取り組んでいきます。

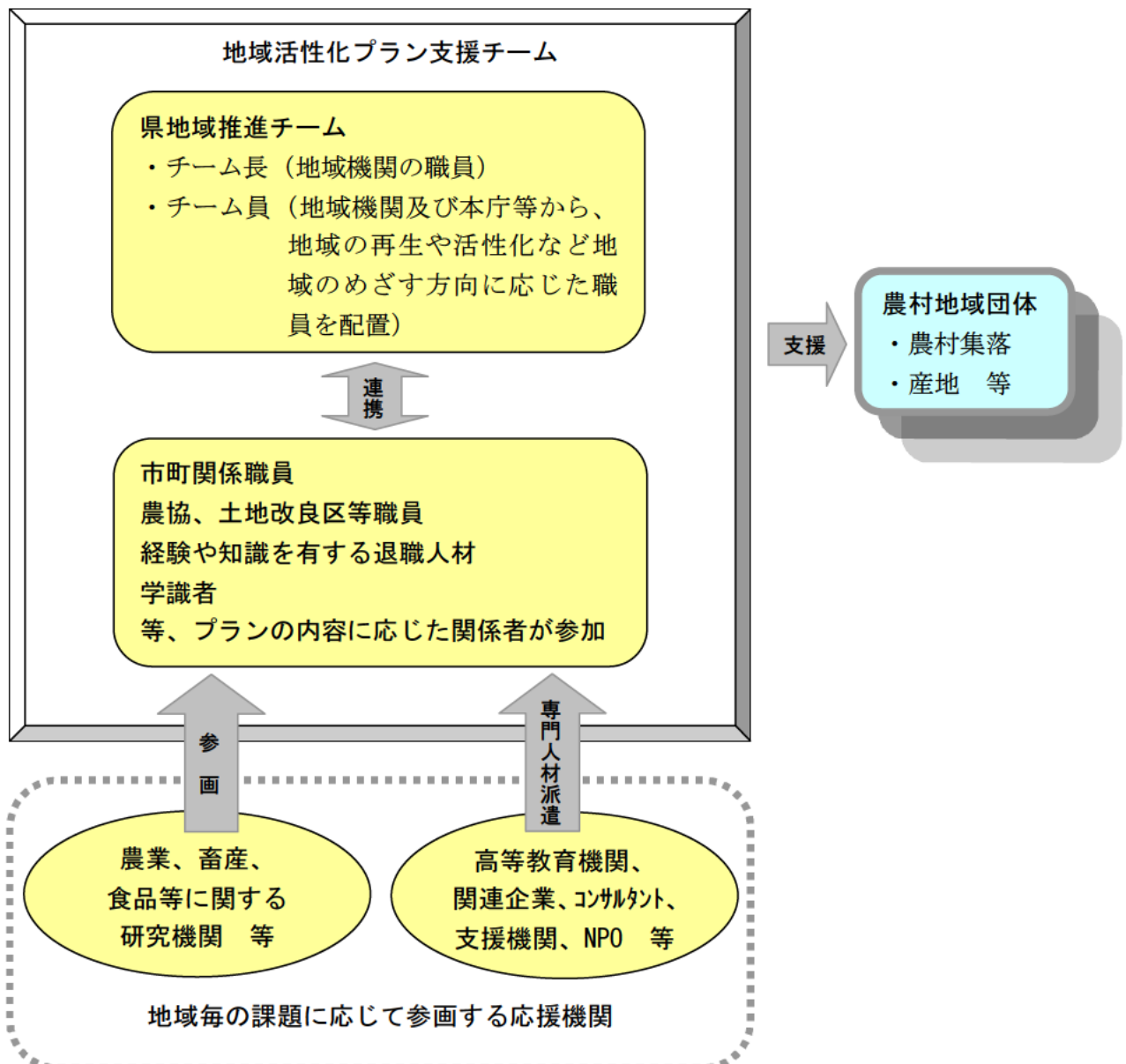
## 2 地域活性化プランへの支援

農産物の安定供給や多面的機能の維持増進など農業及び農村が果たすべき基本的役割は、農業が将来に渡って持続的に展開されることで発揮されます。

そのためには、「県民力による協創の三重づくり」を基本とする農業及び農村の活性化に向けた取組として、集落や産地など地域の創意工夫のもと、農地、景観、文化などの地域資源を有機的に結び付け、効果的に生かす活動を農業者のみならず農業者でない方々を含む地域の住民が、一体となって取り組んでいく必要があります。

このため、「三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する条例」第24条の規定に基づき、市町等の関係機関と連携協力し、地域が主体となった地域で生み出す価値を高める地域経営（マネジメント）の取組を進めていくため、「地域活性化プラン」の策定とプランに基づく取組の実践を支援していきます。

### <参考>支援チームの構成イメージ



# 参 考 资 料

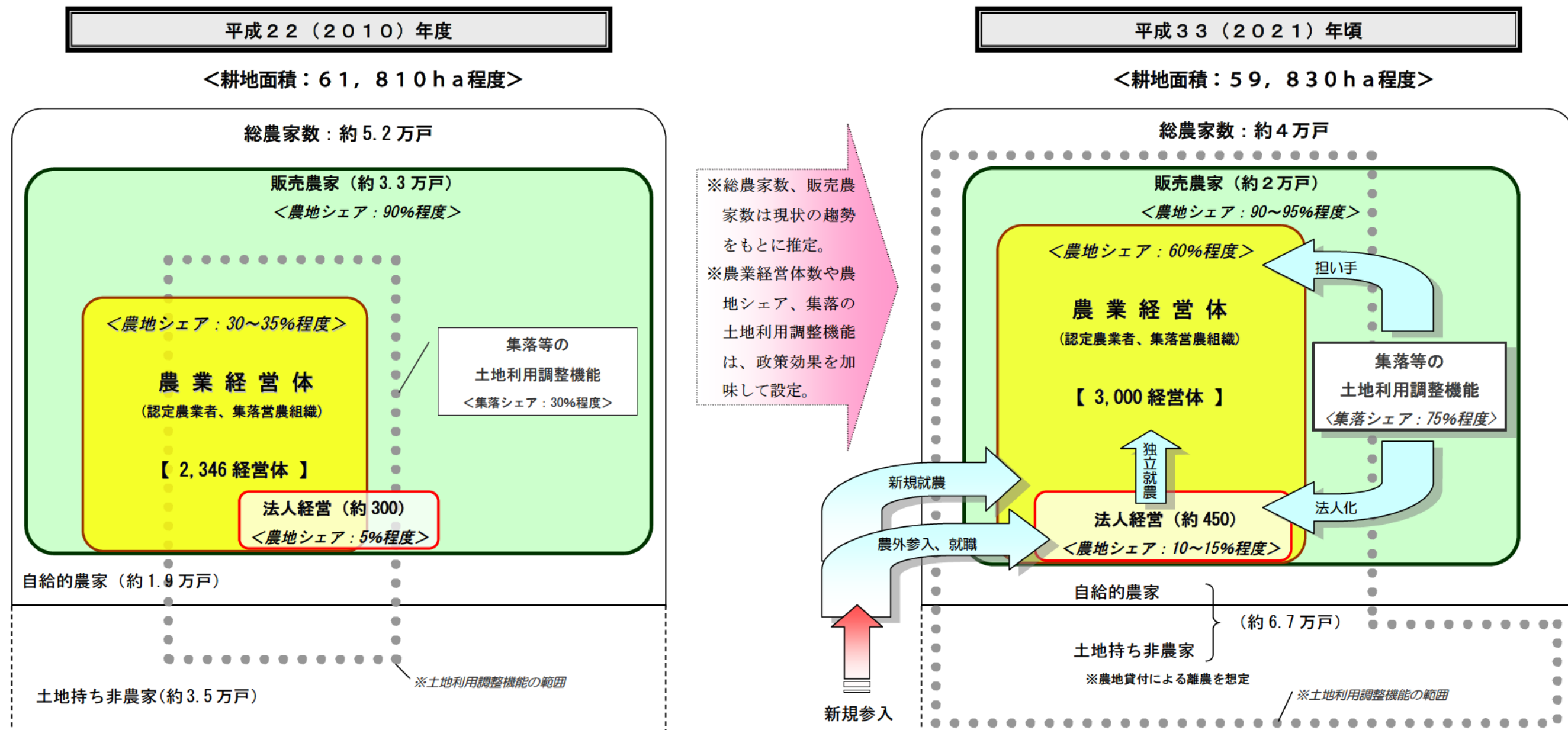
# 1 基本計画で見通した10年後の三重県農業の姿

## (1) 主要品目毎の生産見通し

| 品目名等             |                       | 平成21年度<br>(2009年度)<br>【現状】 | 平成33年度<br>(2021年度)<br>【目標】 | 比較増減<br>【H33 - H21】 |
|------------------|-----------------------|----------------------------|----------------------------|---------------------|
| 耕<br>種<br>農<br>業 | 水田作物                  | 40,140ha                   | 44,470ha                   | 4,330ha             |
|                  | 米(新規需要米を除く)           | 30,719ha                   | 30,170ha                   | 549ha               |
|                  | 新規需要米<br>(米粉用米・飼料用米等) | 181ha                      | 1,880ha                    | 1,699ha             |
|                  | 麦                     | 5,800ha                    | 7,420ha                    | 1,620ha             |
|                  | 大豆                    | 3,440ha                    | 5,000ha                    | 1,560ha             |
|                  | 園芸作物                  | 10,750ha                   | 10,720ha                   | 30ha                |
|                  | その他                   | 3,818ha                    | 3,468ha                    | 350ha               |
|                  | 作付合計面積                | 54,708ha                   | 58,658ha                   | 3,950ha             |
| 畜<br>産           | 牛                     | 33,190頭                    | 36,300頭                    | 3,110頭              |
|                  | 豚                     | 119,700頭                   | 120,000頭                   |                     |
|                  | 鶏                     | 6,125千羽                    | 6,130千羽                    |                     |
| 耕地面積             |                       | 61,810ha                   | 59,830ha                   | 1,970ha             |
| 耕地利用率            |                       | 89%                        | 98%                        | 9%                  |
| 食料自給率(カロリーベース)   |                       | 42%                        | 51%                        | 9%                  |

(2) 三重県における平成 33(2021)年頃の農業構造の展望 (イメージ)

- 平成 33 年頃の農業構造は、高齢化によるリタイア等から農家数が大きく減少するものの、集落等の土地利用調整機能に基づく経営規模の拡大や戸別所得補償制度の活用などにより、農地の9割程度が販売農家によって担われる。
- 認定農業者を主とする担い手農業者が中心となって、集落等の土地利用調整機能を生かして集落営農組織等の主たる担い手となるとともに、こうした組織が農業法人に発展したり、法人経営に雇われた人が技術や経営ノウハウを身に付けてから家族経営者として独立したりするなど、家族経営と法人経営が相互に連携・循環して成り立つ。
- 農業経営や農村内での6次産業化の取組、農業法人以外の法人の参入や農商工等の連携が進むとともに、集落や産地を単位とした「地域経営」の視点を取り入れたさまざまな取組が展開されることにより、意欲ある農業者の創意と工夫による経営発展が実現され、持続的に発展する本県の農業・農村の姿が展望される。



※本資料は、2010年世界農林業センサス等から推計しています。

## 2 用語の解説

基本計画に掲載されている用語の説明です。

| 単語（事項等の名称）               | 解 説  | 掲載場所       |
|--------------------------|--|------------|
| A B C（アルファベット）           |  |            |
| ブリックス<br>B R I C s       | BRICs は、ブラジル (Brazil)、ロシア (Russia)、インド (India)、中国 (China) の4か国の頭文字を合わせたもの。大きな国土面積、人口をもち、天然資源が豊富であるとの共通点を有している。   | 第2章        |
| ビーエスイー<br>B S E（牛海綿状脳症）  | Bovine Spongiform Encephalopathy の略。1986年に英国で初めて報告された牛の病気。B S Eにかかると、脳の組織が海綿状（スポンジ状）になることから、牛海綿状脳症と名付けられた。   | 第1章        |
| イーピーイー<br>E P A（経済連携協定）  | Economic Partnership Agreement の略。特定の国や地域の間で、貿易の自由化に加え、投資、人の移動、知的財産の保護や競争政策におけるルール作り、さまざまな分野での協力の要素等を含む幅広い経済領域での連携力の強化を目的とする協定。  | 第1章<br>第2章 |
| エフティーイー<br>F T A（自由貿易協定） | Free Trade Agreement の略。特定の国や地域の間で物品の関税やサービス貿易の障壁等を削減・撤廃することを目的とする協定。  | 第1章<br>第2章 |
| ギャップ<br>G A P            | Good Agricultural Practice の略。農業生産活動の各工程の正確な実施、記録、点検及び評価を行うことによる持続的な改善活動のこと。   | 基本施策 I     |
| ハサツフ<br>H A C C P        | Hazard Analysis and Critical Control Point の略。原料受入れから最終製品までの各工程で、微生物による汚染、金属の混入等の危害を予測（危害分析: Hazard Analysis）したうえで、危害の防止につながる特に重要な工程を継続的に監視・記録（重要管理点: Critical Control Point、例えば加熱・殺菌、金属探知機による異物の検出等の工程）する工程管理の手法。製造工程全般を通じて製品のより一層の安全性を確保できる。 | 基本施策 I     |
| アイシーティー<br>I C T（情報通信技術） | Information Communication Technology の略。コンピュータやデータ通信に関する技術を総称的に表す言葉。   | 第2章        |



| 単語（事項等の名称）                     | 解 説  | 掲載場所       |
|--------------------------------|--|------------|
| ティーパーピー<br>T P P（環太平洋連携<br>協定） | Trans-Pacific Partnership の略。アジア太平洋での自由貿易圏の構築をめざすための協定で、参加国間での貿易に関する関税の撤廃を原則としている。シンガポール、ニュージーランド、チリ、ブルネイの4か国が締結している環太平洋戦略的経済連携協定（Trans-Pacific Strategic Economic Partnership Agreement）を拡大させることとして、オーストラリア、ペルー、アメリカ、ベトナム、マレーシアの5か国を加えた計9か国での協定交渉が行われている。 | 第2章        |
| ダブリュティオー<br>W T O（世界貿易機<br>関）  | WTO は、World Trade Organization の略。ウルグアイ・ラウンド合意を受け、「関税及び貿易に関する一般協定」（GATT）の枠組みを発展させるものとして、1995年（平成7年）に発足した国際機関。本部はスイスのジュネーブにあり、貿易障壁の除去による自由貿易推進を目的とし、多角的貿易交渉の場を提供するとともに、国際貿易紛争を処理する。   | 第2章        |
| あ行                             |  |            |
| 温室効果ガス                         | 二酸化炭素、メタン（水田や廃棄物最終処分場等から発生）など、地面から放射された赤外線の一部を吸収・放射することにより大気を暖める働きがあるとされるガスのこと。  | 第1章<br>第2章 |
| か行                             |  |            |
| 基幹食肉処理施設                       | 県内の主要と畜場である四日市市食肉センター及び松阪食肉公社食肉流通センターのこと。  | 基本施策 I     |
| 口蹄疫                            | 牛や豚など、偶蹄（ぐうてい）類の家畜にのみ感染するウイルス性の伝染病で、伝染力が強いいため特定家畜伝染病に指定されている。  | 基本施策 I     |
| 高病原性鳥インフルエンザ                   | 鳥インフルエンザのうち、感染した鳥が死亡し、全身症状などの特に強い病原性を引き起こすタイプをさす。  | 基本施策 I     |
| 戸別所得補償（制度）                     | 米などの農産物の価格が生産コストを下回った場合に、国がその差額分を生産農家に補償する制度。2010年度（平成22年度）に水田作物を対象とするモデル事業が実施され、2011年度（平成23年度）から畑作物を加えて本格実施されている。   | 第2章        |

| 単語（事項等の名称） | 解 説   | 掲載場所           |
|------------|---|----------------|
| さ行         |   |                |
| 産業革命       | 18 世紀後半のイギリスに始まった技術革新による産業・経済・社会の大変革。機械設備をもつ大工場が成立し大量生産が可能となり、社会構造が根本的に変化して近代資本主義経済の確立につながった一方で、人口の都市集中や小生産者・職人層の衰退を伴った。  | 第 2 章          |
| 残留農薬       | 植物の害虫駆除や除草等の目的で使った農薬が野菜や果物等の農産物に残ること。食品衛生法により残留農薬基準が定められ、これを超えるものは販売することができない。  | 第 1 章<br>第 2 章 |
| 再生可能エネルギー  | 自然の営みから半永久的に得られ、継続して利用できるエネルギーで、太陽光、大規模水力、波力・海洋温度差熱などをさす。いずれ枯渇する化石燃料などと違い自然の活動によってエネルギー源が絶えず再生、供給されるため、地球環境への負荷が少ない。  | 第 2 章          |
| 植物工場       | 内部環境をコントロールした閉鎖的または半閉鎖的な空間で植物を計画的に生産するシステム。閉鎖的空間で環境を完全に制御する完全制御型、温室等の半閉鎖環境で太陽光の利用を基本に雨天・曇天時の補光や夏季の高温抑制技術等を用いる太陽光利用型がある。   | 第 2 章          |
| 新エネルギー     | 実用化段階に達しつつあるが経済性の点から普及が十分でないもので、化石燃料に代わるエネルギーの導入を図るために特に必要なエネルギー（中小水力・地熱・太陽光・太陽熱・風力・雪氷熱・温度差・バイオマスなど）。再生可能エネルギーと従来型エネルギーの新利用形態の二つに分類され、さらに再生可能エネルギーは自然エネルギーとリサイクル・エネルギーに分けられる。 | 第 2 章          |
| 世界同時不況     | 平成 20 年(2008 年)のアメリカのサブプライムローン問題をきっかけにした住宅バブル崩壊に端を発した国際的金融危機。   | 第 2 章          |
| た行         |   |                |
| 地球温暖化（問題）  | 大気中の二酸化炭素など温室効果ガスが人間の経済活動などに伴って増加する一方、森林の破壊などによって二酸化炭素の吸収が減少することにより、地球全体の気温が上昇する現象のこと。平均海面水位の上昇、異常気象や自然生態系、農業への影響などが心配されている。  | 第 2 章          |



| 単語（事項等の名称）           | 解 説   | 掲載場所                       |
|----------------------|---|----------------------------|
| 多品目適量産地              | 特定の農産物直売所や量販店等での直売を念頭に置き、その品揃えの確保に向け、多品目の農産物について販売に見合った量の生産に取り組む農産物産地を意味する三重県の造語。   | 基本施策Ⅰ                      |
| 多面的機能                | 農林水産業が営まれることによって発揮される国土の保全機能、水源かん養機能、自然環境の保全機能、良好な景観の形成機能、文化の伝承機能等をさす。  | 第2章<br>第3章<br>基本施策Ⅲ<br>第4章 |
| 地域活性化プラン             | 三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する条例に基づいて地域や産地などを単位に策定される農業・農村の活性化のための活動プランのこと。  | 基本施策Ⅱ<br>第4章               |
| 地産地消（運動）             | 地元産の農林水産物を地元で消費すること。地産地消運動は、それだけにとどまらず、地域の食への理解を深めたり農作業等を体験したりすることなどを通じて、地域住民が自分たちの生活や地域のあり方を見つめ直すこと。   | 第3章<br>基本施策Ⅳ<br>第4章        |
| 特定農業団体               | 農作業受託によって農用地の利用集積を図る相手方として農用地利用改善団体によって特定農用地利用規程に位置付けられた任意の組織で、農業生産法人となることが確実と見込まれるもの。  | 第3章                        |
| トレーサビリティシステム（生産履歴記帳） | 食品のトレーサビリティは、農産物や加工食品などの食品が、どこから来て、どこへ行ったか「移動を把握できる」こと。食品の生産から消費にわたり、各自取り扱う商品（食品）の移動に関する記録を作成・保存することにより、結果として、生産から小売まで、食品の移動の経路を把握することが可能となり、食品事故が発生した際の迅速な回収等に役立つ。 | 第2章                        |
| な行                   |   |                            |
| 認定農業者                | 農業経営基盤強化促進法に基づき、効率的で安定した経営をめざす農業経営改善計画を作成し、市町村長の認定を受けた農業者。  | 第2章<br>第3章<br>基本施策Ⅱ        |
| 農商工連携                | 農林漁業者と商工業者がお互いの技術やノウハウをもち寄って、新しい商品やサービスの開発・提供、販路の拡大などに取り組むこと。   | 第2章<br>第3章<br>基本施策Ⅰ<br>第4章 |

| 単語（事項等の名称）     | 解 説  | 掲載場所                       |
|----------------|--|----------------------------|
| <b>は行</b>      |  |                            |
| バイオマス          | 動植物に由来する有機性資源で、化石資源を除いたものをいう。バイオマスは、地球に降り注ぐ太陽のエネルギーを使って、無機物である水と二酸化炭素から、生物が光合成によって生成した有機物であり、ライフサイクルのなかで、生命と太陽エネルギーがある限り持続的に再生可能な資源である。                                  | 第2章                        |
| バブル経済          | 1980年代後半から1990年代初期までの日本で起こった、資産価格の上昇と好景気及びそれに付随して起こった社会現象。実体経済から乖離して資産価格が一時的に大幅に高騰しその後急速に資産価格の下落が起こる様子が中身のない泡がふくれてはじける様子に似て見えることから、バブル景気やバブル経済、またその景気後退期がバブル崩壊などと呼ばれている。 | 第2章                        |
| <b>ま行</b>      |  |                            |
| 三重県営業本部        | 県産品等の認知度向上と販売促進等に取り組むために設置した、知事を本部長とする県の組織。  | 基本施策Ⅳ                      |
| みえフードイノベーション   | 農林水産資源を活用し、生産者や食品産業事業者、ものづくり企業等の多様な業種や、大学、研究機関、市町、県などの産学官のさまざまな主体の知恵や技術を結集し融合することで、地域が抱える課題を解決し、新たな商品やサービスを革新的に生み出す仕組みのこと。   | 第3章<br>基本施策Ⅳ               |
| <b>ら行</b>      |  |                            |
| リーディング産地       | 県農業をリードしていくことができる産地を意味する三重県の造語。  | 基本施策Ⅰ                      |
| 6次産業化          | 1次産業が、加工（2次産業）や流通販売（3次産業）などを自己の経営に取り入れたり産業間の連携を図ったりすることにより業務展開している経営形態を表す造語。   | 第2章<br>第3章<br>基本施策Ⅰ<br>第4章 |
| <b>わ行</b>      |  |                            |
| ワイルドライフ・マネジメント | 人と野生動物と自然環境の豊かな共存をめざし、単なる有害鳥獣捕獲ではない野生動物の生息地管理、個体数管理、被害管理を総合的、科学的かつ計画的に行う野生動物保護管理のこと。   | 基本施策Ⅲ                      |

# 三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する条例

平成22年12月28日  
三重県条例第59号

## 目次

### 前文

### 第一章 総則（第一条 第八条）

### 第二章 基本計画（第九条）

### 第三章 食を担う農業及び農村の活性化に関する基本的施策

#### 第一節 安全・安心な農産物の安定的な生産及び供給の確保（第十条 第十四条）

#### 第二節 農業の持続的な発展を支える農業構造の確立（第十五条 第十七条）

#### 第三節 地域の特性を生かした農村の振興（第十八条 第二十条）

#### 第四節 農業及び農村を起点とした新たな価値の創出（第二十一条 第二十三条）

### 第四章 地域の特性を生かした食を担う農業及び農村の活性化に向けた支援（第二十四条）

### 附則

三重県は、山から海へと至る複雑な地勢と四季の変化に富んだ自然を有している。三重県の農業及び農村は、このような環境に適応し、営農上の困難を克服しながら、農産物を供給するとともに、その営みを通じて、県土の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等の多面的機能を発揮してきた。また、「食」に関する意識の高まりとともに、安全・安心な農産物の安定的な供給等が求められており、農業及び農村の果たすべき役割はより重要なものとなってきている。

しかしながら、農村における高齢化、過疎化等に伴い増加しつつある遊休農地は、豊かな田園景観を脅かし、三重県の農村を変貌させるおそれがある。また、農産物の価格の低迷は、農業者等の生産意欲の減退を招き、農産物の供給が不安定になることが懸念される。こうした見過ごすことができない状況に対処するため、三重県の農業及び農村の一層の活性化を図ることが差し迫った課題となっている。

県民がゆとりと豊かさを実感できる生活を営む上では、三重県の農業及び農村が、持続可能な農業構造を確立し、安全・安心な農産物を安定的に供給し、多面的機能を適切かつ十分に発揮するとともに、県民の多様化する期待にこたえる新たな価値を創出するための商品の開発、需要の開拓等に取り組んでいく必要がある。

このような考え方に立って、多様な主体が協働して、農業及び農村の様々な資源を地域の特性を生かして活用すること等によりその活性化を推進し、県民の多様化する期待にこたえる活力ある農業及び農村を構築するため、この条例を制定する。

## 第一章 総則

### （目的）

第一条 この条例は、食を担う農業及び農村の活性化に関する施策等について、基本理念及びその実現を図るのに基本となる事項を定め、並びに県の責務、農業者等の役割等を明らかにすることにより、食を担う農業及び農村の活性化に関する施策等を総合的かつ計画的に推進し、もって県民生活の安定向上及び地域経済の健全な発展を図ることを目的とする。

### （定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 多面的機能 県土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等農村で農業生産活動が行われることにより生ずる食料その他の農産物の供給の機能以外の多面にわたる機能をいう。

二 農業者等 農業者及び農業に関する団体をいう。

三 食品産業事業者 食品に係る製造、流通その他食品に関する役務の提供を行う事業者をいう。

四 地産地消 地域の需要に応じた農産物を当該地域で生産すること及び地域で生産された農産物を当該地域において消費し、又は利用することをいう。

五 安全・安心農業生産 農産物の安全性及びその安全性に対する信頼の確保を図るための生産管理の下にあり、農業の自然循環機能（農業生産活動が自然界における生物を介在する物質の循環に依存し、かつ、これを促進する機能をいう。）が維持増進される農業生産活動をいう。

### （基本理念）

第三条 食を担う農業及び農村の活性化は、県民がゆとりと豊かさを実感できる生活を営む上で、食に対する県民の多様化する期待にこたえとともに、将来にわたって農業が持続的に営まれることが重要であることにかんがみ、次に掲げる事項が行われることを基本としなければならない。

- 一 農産物については、その安全性が確保され、及び安心して安定的に消費できることが県民の健全な食生活の基礎であることにかんがみ、需要に応じた安定的な生産及び安全・安心が確保されることにより、将来にわたって、安定的な供給が行われること。
- 二 農業については、県民から求められる農産物の供給の機能及び多面的機能の重要性にかんがみ、創意工夫を生かした多様な農業経営が確立され、及び必要な農地、農業用水その他の農業資源が確保されることにより、その持続的な発展が図られること。
- 三 農村については、農業者を含めた地域住民の生活の場であるとともに、農業の持続的な発展の基盤であることにかんがみ、農産物の供給の機能及び多面的機能が適切かつ十分に発揮されるよう、生活環境の整備及び地域の特性を生かした活力の向上により、その振興が図られること。
- 四 農業及び農村の新たな価値の創出については、県民の多様化する期待にこたえる価値を新たに創出し、及び提供していくことが重要であることにかんがみ、県民と農業者等の相互理解の促進を図りつつ、農業及び農村が有する資源を有効に活用することにより、その促進が図られること。

#### ( 県の責務 )

- 第四条 県は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、食を担う農業及び農村の活性化に関する施策等を策定し、及びこれを総合的かつ計画的に実施する責務を有する。
- 2 県は、農業者等の意欲の増進を図りつつ、その主体的な取組を助長することを旨として、前項の施策等を講ずるものとする。
  - 3 県は、第一項の施策等の実施に当たっては、市町、農業者等、食品産業事業者その他関係者と連携し、及び協働するものとする。

#### ( 農業者等の役割 )

- 第五条 農業者等は、基本理念にのっとり、食を担う農業及び農村の活性化に主体的に取り組むよう努めるものとする。
- 2 農業者等は、前項の取組を行うに当たっては、県、市町、食品産業事業者その他関係者との連携協力を努めるものとする。
  - 3 農業者等は、農業生産及びこれに関連する活動を行うに当たっては、安全・安心農業生産に取り組むよう努めるものとする。

#### ( 県民の参加等 )

- 第六条 県民は、食に関する知識並びに農業及び農村の果たす役割についての理解を深めるため、食を担う農業及び農村の活性化に関する活動への参加等に努めるものとする。

#### ( 推進体制の整備 )

- 第七条 県は、農業者等の主体的な取組の助長並びに市町、農業者等、食品産業事業者その他関係者との円滑な連携及び協働を図り、食を担う農業及び農村の活性化に関する施策等を総合的かつ計画的に推進するための体制を整備するものとする。

#### ( 財政上の措置 )

- 第八条 県は、食を担う農業及び農村の活性化に関する施策等を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

## 第二章 基本計画

- 第九条 知事は、食を担う農業及び農村の活性化に関する施策等の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めるものとする。
- 2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
    - 一 食を担う農業及び農村の活性化に関する基本的な方針及び主要な目標
    - 二 食を担う農業及び農村の活性化に関する基本的施策
    - 三 地域の特性を生かした食を担う農業及び農村の活性化に向けた支援に関する措置その他必要な事項
  - 3 知事は、基本計画を定めようとするときは、あらかじめ広く県民の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。
  - 4 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
  - 5 知事は、毎年一回、基本計画に基づく施策等の実施状況について公表しなければならない。
  - 6 知事は、農業及び農村をめぐる情勢の変化を勘案し、おおむね五年ごとに、基本計画の見直しを行い、必要な変更を加えるものとする。
  - 7 第三項及び第四項の規定は、基本計画の基本的な方針及び主要な目標の変更について準用する。



### 第三章 食を担う農業及び農村の活性化に関する基本的施策

#### 第一節 安全・安心な農産物の安定的な生産及び供給の確保

##### (水田の最適な利用)

第十条 県は、水田の最適な利用を図るため、稲、小麦、大豆その他農作物の需要に応じた生産及び供給の促進、生産性の向上の促進その他必要な施策を講ずるものとする。

##### (園芸作物等の産地の形成)

第十一条 県は、園芸作物等の産地の形成を図るため、需要に応じた生産及び供給の促進、新品種及び優良品種に関する情報の提供、品質の向上の促進その他必要な施策を講ずるものとする。

##### (畜産の健全な発展)

第十二条 県は、畜産の健全な発展を図るため、需要に応じた生産及び供給の促進、家畜衛生の向上、畜産物の流通体制の整備、家畜排せつ物の利用の促進その他必要な施策を講ずるものとする。

##### (安全・安心農業生産の取組の促進)

第十三条 県は、安全・安心農業生産の取組を促進するため、安全・安心農業生産に関する技術の普及その他必要な施策を講ずるものとする。

##### (農産物の安全・安心の確保)

第十四条 県は、農産物の安全性及びその安全性に対する信頼を確保するため、生産、加工及び流通の各過程における安全管理の定着及び高度化の促進その他必要な施策を講ずるものとする。

#### 第二節 農業の持続的な発展を支える農業構造の確立

##### (多様な農業経営の確立)

第十五条 県は、経営意欲及び経営能力を有する農業者等の育成及び確保を図るため、農業経営の安定化、規模の拡大及び効率化の促進、創意工夫を生かした経営の複合化及び多角化の促進その他必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、経営意欲を有する者の就農及び経営能力を有する者の農業への参入を促進するため、農業の技術及び経営方法の習得機会の提供、農地に関する情報の提供その他必要な施策を講ずるものとする。

##### (技術及び知識の向上)

第十六条 県は、農業生産の振興に資する技術及び知識の向上を図るため、研究開発の推進、大学及び民間等との連携の強化その他必要な施策を講ずるとともに、それらの成果の普及に努めるものとする。

##### (農地の有効利用等)

第十七条 県は、農業生産に必要な農地の確保及び有効利用を図るため、農地として利用すべき土地の農業上の利用の確保、農地の利用の集積、遊休農地の利用の促進その他必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、良好な営農条件を備えた農地、農業用水その他の農業資源を確保するため、生産基盤の機能の維持及び向上に資する計画的な整備の推進その他必要な施策を講ずるものとする。

#### 第三節 地域の特性を生かした農村の振興

##### (農村の総合的な振興)

第十八条 県は、農村の総合的な振興を図るため、生活環境の計画的な整備の推進、農業者等が行う地域の特性を生かした活動の促進、都市と農村との間の交流の促進その他必要な施策を講ずるものとする。

##### (多面的機能の発揮及び中山間地域等の振興)

第十九条 県は、農業及び農村の有する多面的機能が適切かつ十分に発揮されるよう、農地、農業用水その他の農業資源の適切な管理の促進その他必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、中山間地域等(山間地及びその周辺の地域その他の地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域をいう。)における適切な農業生産活動が継続的に行われるよう、農業の生産条件に関する不利を補正するための施策その他必要な施策を講ずるものとする。

##### (野生鳥獣による被害の防止)

第二十条 県は、野生鳥獣による農産物の被害の防止を図るため、被害の防止に関する知識及び経験を有する人材の育成、野生鳥獣の習性等を踏まえた被害防止策の開発及び普及、被害の原因となっている野生鳥獣の適正な捕獲等の促進その他必要な施策を講ずるものとする。

#### 第四節 農業及び農村を起点とした新たな価値の創出

(新たな価値の創出を図るための取組の促進)

第二十一条 県は、農業者等による農業及び農村の資源を有効に活用して行う新たな価値の創出を図るため、農業者等が行う次に掲げる取組の促進に関して必要な施策を講ずるものとする。

- 一 食品産業事業者その他関係者と連携し、それぞれの経営資源を有効に活用して、商品の開発、生産若しくは需要の開拓又は役務の開発、提供若しくは需要の開拓（次号において「商品の開発等」という。）を行う取組
- 二 農産物の生産及びその加工又は販売を一体的に行う事業活動による商品の開発等を行う取組
- 三 消費者と直接的なつながりを持つことによる農産物若しくは商品の生産若しくは需要の開拓又は役務の開発、提供若しくは需要の開拓を行う取組
- 四 農業生産の現場、農産物、農村の景観その他地域の農業及び農村に係る観光資源の特徴を活用して、役務の開発、提供又は需要の開拓を行う取組
- 五 自ら又は食品産業事業者その他関係者と共同して農産物又はその加工品を輸出する取組
- 六 前各号に掲げるもののほか、農業及び農村の資源を有効に活用して行う新たな価値の創出を図るために必要な取組

(認証制度等の推進)

第二十二条 県は、農業者等による農業及び農村の資源を有効に活用して行う新たな価値の創出を図るための取組を定着させるため、県内で生産された農産物又はその加工品の認証制度等を推進する次に掲げる施策を講ずるものとする。

- 一 特に優れた品質の農産物又はその加工品の周知を図り、三重県の知名度の向上を図る施策
- 二 安全・安心農業生産の下で生産され、かつ、知事が定める基準を満たした農産物の周知を図る施策
- 三 食品産業事業者と連携し、県民が県内で生産された農産物又はその加工品に触れ、及び親しむ機会の拡大を図ること等により地産地消を一層推進する施策
- 四 前三号に掲げるもののほか、農業及び農村の資源を有効に活用して行う新たな価値の創出を図るための取組を定着させるために必要な施策

(食育を通じた県民と農業者等の相互理解の促進)

第二十三条 県は、県民と農業者等の相互理解の促進を図るため、家庭、学校、保育所、地域その他の様々な場所において、食育の推進に関する活動が地域の特性を生かしつつ展開されるよう、情報及び意見の交換の促進、人材の育成その他必要な施策を講ずるものとする。

- 2 県は、県民と農業者等との間の交流の促進を図るため、農産物の生産、加工及び流通の各過程における県民に対する学習機会の確保、体験活動の促進その他必要な施策を講ずるものとする。
- 3 県は、学校給食、事業所の食堂等において、地産地消に関する理解を促進するため、地域で生産された農産物の消費又は利用の促進その他必要な施策を講ずるものとする。

#### 第四章 地域の特性を生かした食を担う農業及び農村の活性化に向けた支援

第二十四条 県は、農村地域団体（次の各号のいずれかに該当する団体をいう。以下同じ。）による農業及び農村の資源を有効に活用して行う取組を総合的かつ効果的に支援するため、当該農村地域団体が掲げる目標を達成するための計画の策定及び当該計画に基づく活動に対し、専門的知識を有する人材による技術的援助、情報の提供、助言その他必要な措置を講ずるものとする。

- 一 集落を基礎とした農業者等の組織する団体（農業者でない住民が参加するものを含み、その活動区域が農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第六条第一項の規定により指定された農業振興地域その他知事が必要と認めた地域にあるものに限る。）
- 二 野菜生産出荷安定法（昭和四十一年法律第三号）第四条第一項の規定により指定された野菜指定産地又は果樹農業振興特別措置法（昭和三十六年法律第十五号）第二条の三第三項の規定により果樹農業振興計画において形成に関する方針を明らかにされた広域の濃密生産団地で農産物の生産又は出荷を行う者の組織する団体
- 三 前二号に掲げるもののほか、前二号に規定する団体に準ずるものであって知事が適当と認めたもの
- 2 県は、農村地域団体の設立に向けた農業者等の組織化を促進するため、市町その他関係者と連携し、農業者等の意欲の増進その他必要な措置を講ずるものとする。
- 3 県は、農村地域団体が行う第一項の取組を円滑かつ効果的に推進するため、市町その他関係者と連携し、必要な推進体制を整備するものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

